

| 議案番号 | 件名 | 頁 | 摘要 |
|------|---|---|----|
| 追加予定 | 株式会社日高振興公社第27期の決算及び第28期の事業計画に関する書類について | / | |
| 〃 | 株式会社シルク温泉やまびこ第17期の決算及び第18期の事業計画に関する書類について | / | |
| 〃 | 副市長の選任につき同意を求めることについて | / | |
| 〃 | 監査委員の選任につき同意を求めることについて | / | |
| 〃 | 豊岡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について | / | |
| 〃 | 令和3年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号） | / | |

報告第5号

専決処分したものの承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、下記の事項について別紙のとおり専決処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年6月4日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

令和3年度豊岡市一般会計補正予算（第6号）

令和 3 年度豊岡市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 3 年度豊岡市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 55,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,860,810 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 5 月 21 日専決

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|----------|------------|--------|------------|
| 20. 繰入金 | | 3,657,327 | 55,000 | 3,712,327 |
| | 2. 基金繰入金 | 3,595,194 | 55,000 | 3,650,194 |
| 歳入合計 | | 48,805,810 | 55,000 | 48,860,810 |

歳出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|--------|------------|--------|------------|
| 7. 商工費 | | 1,825,698 | 55,000 | 1,880,698 |
| | 1. 商工費 | 1,825,698 | 55,000 | 1,880,698 |
| 歳出 | 合計 | 48,805,810 | 55,000 | 48,860,810 |

令和 3 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計
補 正 予 算 (第 6 号) に 関 する 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|------------|--------|------------|
| 20. 繰入金 | 3,657,327 | 55,000 | 3,712,327 |
| 歳入合計 | 48,805,810 | 55,000 | 48,860,810 |

(歳出)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------|------------|--------|------------|
| 7. 商工費 | 1,825,698 | 55,000 | 1,880,698 |
| 歳出合計 | 48,805,810 | 55,000 | 48,860,810 |

(単位 千円)

| 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|-----------------|-------|-------|---------|
| 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| 国 県 支 出 金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| | | | 55,000 |
| 0 | 0 | 0 | 55,000 |

2. 歳 入

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------------|-----------|--------|-----------|
| 1. 財政調整基金繰入金 | 2,451,164 | 55,000 | 2,506,164 |
| 計 | 3,595,194 | 55,000 | 3,650,194 |

(単位 千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|--------------|--------|-----------|--------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| 1. 財政調整基金繰入金 | 55,000 | 財政調整基金繰入金 | 55,000 |
| | | | |

3 歳 出

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|--------------|-----------|--------|-----------|-----------------|-------|-------|--------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 2. 商 工 振 興 費 | 1,120,839 | 55,000 | 1,175,839 | | | | 55,000 |
| 計 | 1,825,698 | 55,000 | 1,880,698 | | | | 55,000 |

(単位 千円)

| 節 | | 説明 |
|---------|--------|---|
| 区分 | 金額 | |
| 12. 委託料 | 55,000 | 商工振興事業費 【環境経済課】 55,000 業務委託料 55,000 宿泊促進クーポン換金等業務 |
| | | |

報告第6号

令和2年度豊岡市繰越明許費繰越計算書について

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月4日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

令和2年度 豊岡市繰越明許費繰越計算書

(一般会計)

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-----------|--------------|-----------------------|-------------|
| 2. 総務費 | 1. 総務管理費 | 公共施設マネジメント推進事業 | 10,329,000 |
| | | 鉄道交通対策事業 | 9,663,000 |
| | | バス交通対策事業 | 3,380,000 |
| | | 民間宿泊施設支援事業 | 11,000,000 |
| | | 出石地域交通環境改善計画策定業務 | 2,532,000 |
| | | ファミリーサポートセンター事業 | 231,000 |
| | 3. 戸籍住民基本台帳費 | 戸籍住民基本台帳事務費 | 8,426,000 |
| 3. 民生費 | 1. 社会福祉費 | 福祉事務所費 | 1,749,000 |
| | 3. 児童福祉費 | 放課後児童健全育成事業 | 8,042,000 |
| 4. 衛生費 | 1. 保健衛生費 | 予防接種事業 | 571,707,000 |
| 6. 農林水産業費 | 1. 農業費 | 農業用施設管理費 | 44,350,000 |
| | | 地籍調査事業 | 80,044,000 |
| | | 畜産振興事業 | 39,259,000 |
| | | ポンプ場管理費 | 6,400,000 |
| | 2. 林業費 | 治山事業 | 4,600,000 |
| 7. 商工費 | 1. 商工費 | プレミアム付応援商品券事業 | 537,000,000 |
| | | 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業 | 60,000,000 |
| | | 製造業緊急支援事業 | 30,000,000 |
| | | 観光事業費 | 32,446,000 |
| | | 但東シルク温泉やまびこ管理費 | 11,833,000 |
| | | たんたん温泉福寿の湯管理費 | 1,958,000 |
| 8. 土木費 | 1. 土木管理費 | 土木総務費 | 3,111,000 |
| | | 内水処理事業 | 31,000,000 |
| | 2. 道路橋りょう費 | 道路維持事業 | 116,200,000 |
| | | 池上日吉線道路改良事業 | 25,900,000 |
| | | 橋りょう長寿命化事業 | 198,006,000 |

(単位 円)

| 翌年度 繰越額 | 左 の 財 源 内 訳 | | | | |
|-------------|------------------|---------------|-------------|------------|------------|
| | 既 収 入 特 定 財 源 | 未 収 入 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| | | 国 県 支 出 金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 10,329,000 | | | | | 10,329,000 |
| 9,663,000 | | 9,537,000 | | | 126,000 |
| 3,380,000 | 3,380,000 | | | | 0 |
| 11,000,000 | | 5,783,000 | | | 5,217,000 |
| 2,532,000 | | 1,331,000 | | | 1,201,000 |
| 231,000 | 77,000 | 77,000 | | | 77,000 |
| 8,426,000 | | 8,426,000 | | | 0 |
| 1,749,000 | 760,000 | | | | 989,000 |
| 8,042,000 | 2,680,000 | 2,680,000 | | | 2,682,000 |
| 563,453,000 | | 563,431,000 | | 22,000 | 0 |
| 44,350,000 | | 34,063,000 | 9,700,000 | | 587,000 |
| 80,044,000 | | 56,963,000 | | | 23,081,000 |
| 39,259,000 | | 39,259,000 | | | 0 |
| 6,400,000 | | 6,400,000 | | | 0 |
| 4,600,000 | | 3,000,000 | 1,500,000 | 70,000 | 30,000 |
| 486,612,000 | 305,421,154 | 118,593,000 | | 61,100,000 | 1,497,846 |
| 60,000,000 | | 38,000,000 | | | 22,000,000 |
| 30,000,000 | | 30,000,000 | | | 0 |
| 32,446,000 | | | | | 32,446,000 |
| 11,833,000 | | | | | 11,833,000 |
| 0 | | | | | 0 |
| 0 | | | | | 0 |
| 20,860,000 | | | 20,800,000 | | 60,000 |
| 104,500,000 | | 38,346,000 | 41,900,000 | | 24,254,000 |
| 25,900,000 | | | 24,600,000 | | 1,300,000 |
| 198,006,000 | | 84,190,278 | 107,700,000 | | 6,115,722 |

| 款 | 項 | 事業名 | 金額 |
|-----------------|---------------------|---------------|---------------|
| 8. 土木費 (つづき) | 2. 道路橋りょう費 (つづき) | 栃江橋整備事業 | 42,000,000 |
| | | 上野橋整備事業 | 28,500,000 |
| | | 生活道路排水路整備事業 | 4,000,000 |
| | 3. 河川費 | 河川改良事業 | 20,699,000 |
| | 5. 都市計画費 | 公園施設長寿命化事業 | 48,000,000 |
| 9. 消防費 | 1. 消防費 | 消火栓管理費 | 5,000,000 |
| 10. 教育費 | 1. 教育総務費 | 感染症対策事業 | 3,310,000 |
| | 2. 小学校費 | 学校施設管理費 | 68,304,000 |
| | | 学校施設整備事業 | 277,683,000 |
| | 3. 中学校費 | 学校施設整備事業 | 48,730,000 |
| | 5. 社会教育費 | 生涯学習サロン整備事業 | 93,864,000 |
| | | 植村直己冒険館機能強化事業 | 4,584,000 |
| 6. 保健体育費 | 給食センター管理費 | 22,265,000 | |
| 計 | | | 2,516,105,000 |

(単位 円)

| 翌年度 繰越額 | 左の財源内訳 | | | | |
|---------------|-------------|---------------|-------------|------------|-------------|
| | 既収入 特定財源 | 未収入特定財源 | | | 一般財源 |
| | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 39,950,000 | | 21,647,028 | 17,300,000 | | 1,002,972 |
| 20,691,000 | | 10,217,073 | 9,900,000 | | 573,927 |
| 4,000,000 | | | | | 4,000,000 |
| 7,611,000 | | | 5,500,000 | | 2,111,000 |
| 48,000,000 | | 24,000,000 | 24,000,000 | | 0 |
| 5,000,000 | | | 5,000,000 | | 0 |
| 3,310,000 | | 1,655,000 | | | 1,655,000 |
| 68,304,000 | | 40,485,000 | | | 27,819,000 |
| 258,909,000 | | 128,175,000 | 105,000,000 | | 25,734,000 |
| 0 | | | | | 0 |
| 76,264,000 | 6,409,000 | 3,155,000 | 66,700,000 | | 0 |
| 4,584,000 | | | | | 4,584,000 |
| 16,002,000 | | 5,104,000 | 10,100,000 | | 798,000 |
| 2,316,240,000 | 318,727,154 | 1,274,517,379 | 449,700,000 | 61,192,000 | 212,103,467 |

令和3年6月4日 提出

豊岡市長 関貫久仁郎

報告第7号

令和2年度豊岡市水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、別紙のとおり予算の繰越しをしたから、同条第3項の規定により、報告する。

令和3年6月4日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

令和2年度豊岡市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款 | 項 | 事業名 | 予算額 | 支払義務発生額 | 翌年度繰越額 | 左の財源内訳 | | | | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたがひ資産の購入限度額 | 説明 | | |
|-----|-----|-------|------------------------------|----------------------------|--------------------------|---------------------------|---------------------------|-----------|------------|----------------------------|----|-----|--|
| | | | | | | 企業債 | 他会社負担金 | 工事負担金 | その他 | | | 不用額 | |
| 第1款 | 第1項 | 建設改良費 | | | | 円 | | | | | 円 | | |
| | | | 資本的支出 | 251,500,000 | 58,800,000 | 192,700,000 | 157,700,000 | 5,000,000 | 0 | 30,000,000 | 0 | 0 | |
| | | | 配水施設整備事業 給配水管布設替等 施設整備 | 143,920,000 107,580,000 | 26,100,000 32,700,000 | 117,820,000 74,880,000 | 108,500,000 49,200,000 | 5,000,000 | 0 | 4,320,000 | 0 | 0 | |
| | 計 | | 251,500,000 | 58,800,000 | 192,700,000 | 157,700,000 | 5,000,000 | 0 | 30,000,000 | 0 | 0 | | |

報告第8号

令和2年度豊岡市下水道事業会計予算の繰越しについて

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項の規定により、別紙のとおり予算の繰越しをしたから、同条第3項の規定により、報告する。

令和3年6月4日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

令和2年度豊岡市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

| 款 | 項 | 事業名 | 予算額 | 支払義務発生額 | 翌年度繰越額 | 左の財源の内訳 | | | | 不用額 | 翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額 | 説明 |
|--------------|--------------|-------------------|---------------|-------------|---------------|-------------|---------------|-------------|-------------|-----|----------------------------|----|
| | | | | | | 企業債 | 国庫補助金 | 工事負担金 | その他 | | | |
| 第1款 資本的支出 | 第1項 建設改良費 | 公共下水道事業 | 1,541,948,000 | 441,000,000 | 1,100,948,000 | 541,500,000 | 553,622,821 | 0 | 5,825,179 | 0 | 0 | |
| | | 神美南部汚水調整池整備事業 | 60,050,000 | 21,900,000 | 38,150,000 | 19,700,000 | 18,365,000 | 0 | 85,000 | 0 | 0 | |
| | | 五荘大浜汚水調整池整備事業 | 62,966,000 | 9,900,000 | 53,066,000 | 26,600,000 | 26,433,000 | 0 | 33,000 | 0 | 0 | |
| | | 田鶴野汚水調整池整備事業 | 122,417,000 | 0 | 122,417,000 | 61,400,000 | 61,008,377 | 0 | 8,623 | 0 | 0 | |
| | | (主)但馬空港線整備事業 | 19,553,000 | 7,500,000 | 12,053,000 | 6,000,000 | 6,026,250 | 0 | 26,750 | 0 | 0 | |
| | | 三江四号雨水幹線整備事業 | 38,060,000 | 23,900,000 | 14,160,000 | 7,000,000 | 7,080,000 | 0 | 80,000 | 0 | 0 | |
| | | 山田川・福田雨水幹線整備事業 | 180,500,000 | 30,000,000 | 150,500,000 | 75,500,000 | 75,000,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | マンホールポンプ長寿命化対策事業 | 80,212,000 | 0 | 80,212,000 | 40,200,000 | 39,955,944 | 0 | 56,056 | 0 | 0 | |
| | | 豊岡市浄化センター長寿命化対策事業 | 927,970,000 | 345,600,000 | 582,370,000 | 262,600,000 | 319,754,250 | 0 | 15,750 | 0 | 0 | |
| | | 県道改修に伴う下水道管移設事業 | 50,220,000 | 2,200,000 | 48,020,000 | 42,500,000 | 0 | 0 | 5,520,000 | 0 | 0 | |
| | | 特定環境保全公共下水道事業 | 442,745,000 | 92,600,000 | 350,145,000 | 165,100,000 | 185,002,792 | 0 | 42,208 | 0 | 0 | |
| | | 三方汚水調整池整備事業 | 65,943,000 | 13,900,000 | 52,043,000 | 26,100,000 | 25,921,125 | 0 | 21,875 | 0 | 0 | |
| | | 寺坂汚水調整池整備事業 | 75,577,000 | 51,000,000 | 24,577,000 | 12,300,000 | 12,269,250 | 0 | 7,750 | 0 | 0 | |
| | | 日野辺汚水調整池整備事業 | 69,400,000 | 27,700,000 | 41,700,000 | 20,900,000 | 20,800,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | 但東西汚水調整池整備事業 | 25,525,000 | 0 | 25,525,000 | 12,800,000 | 12,712,417 | 0 | 12,583 | 0 | 0 | |
| | | 竹野浄化センター長寿命化対策事業 | 206,300,000 | 0 | 206,300,000 | 93,000,000 | 113,300,000 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| | | | | 計 | 1,984,693,000 | 533,600,000 | 1,451,093,000 | 706,600,000 | 738,625,613 | 0 | 5,867,387 | 0 |

報告第9号

令和2年度豊岡市土地開発公社の決算及び清算終了の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年6月4日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

令和2年度

豊岡市土地開発公社決算書

(令和2年4月1日～令和3年1月22日)

豊岡市土地開発公社

目 次

| | |
|--|--|
| 1. 事業報告書 | |
| 2. 決算報告書 | |
| 3. 財産目録 | |
| 4. 財務諸表 | |
| (1) 貸借対照表 | |
| (2) 損益計算書 | |
| (3) キャッシュ・フロー計算書 | |
| (4) 公有用地明細表 | |
| (5) 代替地明細表 | |
| (6) 現金及び預金明細表 | |
| (7) 長期借入金明細表 | |
| (8) 資本金明細表 | |
| (9) 収益明細表 | |
| (10) 費用明細表 | |
| 令和2年度豊岡市土地開発公社の 決算監査の結果について（報告） | |

1. 事業報告書

(1) 事業の概要

豊岡市土地開発公社は、令和2年10月19日開催の第3回理事会において解散の同意議決を行った後、同年12月23日に豊岡市議会の議決を得て兵庫県知事に解散認可申請書を提出し、本年1月22日付で県知事の解散認可を受け解散しました。

令和2年度における同公社解散までの事業実施の結果、令和3年1月22日時点の収支決算として1,789,261円の損失を計上致しております。また、現在は同公社の清算作業を進めており、清算終了まで正確な事務処理を行ってまいります。

清算終了時における残余財産につきましては、現金預金約88,500千円、土地5筆375,828.70㎡となる予定です。なお、残余財産につきましては同公社定款第25条第2項の規定に基づき豊岡市に帰属させる予定です。

(2) 理事会議決事項

| 回数 | 議決年月日 | 件名 |
|----|-------------|---|
| 1 | R 2. 4. 1 | ・ 役員を選出について |
| 2 | R 2. 5. 12 | ・ 令和2年度土地開発公社決算の認定について |
| 3 | R 2. 10. 19 | ・ 豊岡市土地開発公社の解散について ・ 豊岡市土地開発公社の清算人及び代表清算人の選任について |

(3) 行政官庁許認可事項

| 申請年月日 | 申請先 | 件名 | 許認可年月日 |
|-------------|---------|---|------------|
| R 2. 4. 3 | 神戸地方法務局 | 理事変更登記 (R 2. 3. 31 辞任2名) (R 2. 4. 1 就任2名) | R 2. 4. 6 |
| R 2. 12. 24 | 兵庫県 | 解散認可申請 | R 3. 1. 22 |

(4) 役員に関する事項

(R 3. 1. 21 現在)

| 役職名 | 氏名 | 市の役職名 | 就任年月日 |
|------|-------|---------|----------------|
| 理事長 | 前野文孝 | 副市長 | H31. 4. 1 (重任) |
| 副理事長 | 塚本繁樹 | 政策調整部長 | H31. 4. 1 (重任) |
| 常務理事 | 畑中聖史 | 財政課長 | H31. 4. 1 (就任) |
| 理事 | 鴨川義宣 | 技監 | H31. 4. 1 (就任) |
| 〃 | 成田寿道 | 総務部長 | H31. 4. 1 (重任) |
| 〃 | 久保川伸幸 | 健康福祉部長 | H31. 4. 1 (重任) |
| 〃 | 坂本成彦 | 環境経済部長 | H31. 4. 1 (就任) |
| 〃 | 河本行正 | 都市整備部参事 | R 2. 4. 1 (就任) |
| 〃 | 米田真一 | 上下水道部長 | H31. 4. 1 (重任) |
| 〃 | 富森靖彦 | 建設課長 | R 2. 4. 1 (就任) |
| 監事 | 堂垣真弓 | 教育次長 | H31. 4. 1 (重任) |
| 〃 | 三笠孔子 | 会計課長 | H31. 4. 1 (重任) |

(5) 職員に関する事項

(R 3. 1. 21 現在)

| 区分 | 係名 | 人数 | 職名 | 市の所属課名 |
|---------|------|----|------|----------|
| 豊岡市兼務職員 | 事務局長 | 1 | 行政職員 | 財政課経営管理係 |
| | 管理係 | 2 | 〃 | 財政課経営管理係 |
| | 事業係 | 2 | 〃 | 建設課用地対策室 |
| 合計 | | 5 | | |

(6) 業務量

ア. 事業資産の取得

(単位 m²・円)

| 事業区分 | | 事業計画 | | 事業実績 | | 備考 |
|---------|---------|------|----|------|----|----|
| | | 面積 | 金額 | 面積 | 金額 | |
| 公有地取得事業 | 道路用地 | | | | | |
| | 河川用地 | | | | | |
| | 学校用地 | | | | | |
| | 公園用地 | | | | | |
| | 下水道用地 | | | | | |
| | 代替用地 | | | | | |
| | その他公共用地 | | | | | |
| 合計 | | — | — | — | — | |

イ. 事業資産の処分

(単位 m²・円)

| 事業名 | | 事業計画 | | 事業実績 | | | |
|------|--|------|--------|------|--------|-----|-----------|
| | | 面積 | 土地処分価格 | 面積 | 土地処分価格 | 事務費 | 計 事業収益 |
| 公有用地 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 代替地 | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 合計 | | — | — | — | — | — | — |

2. 決算報告書

(令和2年4月1日から令和3年1月22日まで)

(1) 収益的収入及び支出

収 入

(単位 円)

| 区 分 | 予 算 額 | | | 決 算 額 | 予算額に比べ 決算額の増減 |
|------------------------|-------|-------|-------|--------|------------------|
| | 当初予算額 | 補正予算額 | 計 | | |
| 第 1 款 事 業 収 益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第 1 項 公有地取得 事業収益 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第 2 款 事 業 外 収 益 | 8,000 | 0 | 8,000 | 10,049 | 2,049 |
| 第 1 項 受取利息 | 7,000 | 0 | 7,000 | 8,309 | 1,309 |
| 第 2 項 雑収益 | 1,000 | 0 | 1,000 | 1,740 | 740 |
| 合 計 | 8,000 | 0 | 8,000 | 10,049 | 2,049 |

支 出

(単位 円)

| 区 分 | 予 算 額 | | | 決 算 額 | 不 用 額 |
|---------------------------------|-----------|-------|-----------|-----------|---------|
| | 当初予算額 | 補正予算額 | 計 | | |
| 第 1 款 事 業 原 価 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第 1 項 公有地取得 事業原価 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第 2 款 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 | 1,907,000 | 0 | 1,907,000 | 1,799,310 | 107,690 |
| 第 1 項 販売費及び 一般管理費 | 1,907,000 | 0 | 1,907,000 | 1,799,310 | 107,690 |
| 第 3 款 事 業 外 費 用 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第 1 項 支払利息 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第 2 項 雑損失 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 1,907,000 | 0 | 1,907,000 | 1,799,310 | 107,690 |

(2) 資本的収入及び支出

収 入

(単位 円)

| 区 分 | 予 算 額 | | | 決 算 額 | 予算額に比べ 決算額の増減 |
|-------|-------|-------|---|-------|------------------|
| | 当初予算額 | 補正予算額 | 計 | | |
| 第 1 款 | | | | | |
| 資本的収入 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第 1 項 | | | | | |
| 借入金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

支 出

(単位 円)

| 区 分 | 予 算 額 | | | 決 算 額 | 不 用 額 |
|--------------|-------|-------|---|-------|-------|
| | 当初予算額 | 補正予算額 | 計 | | |
| 第 1 款 | | | | | |
| 資本的支出 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第 1 項 | | | | | |
| 公有地 取得事業費 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第 2 項 | | | | | |
| 借入金 償還金 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

3. 財 産 目 録

(令和3年1月22日現在)

(単位 円)

| 資 産 の 部 | |
|------------|----------------------|
| 1. 流 動 資 産 | 256,657,794 |
| (1) 現金及び預金 | 88,682,939 |
| (2) 事業未収金 | 0 |
| (3) 公有用地 | 111,126,532 |
| (4) 代替地 | 56,848,323 |
| 2. 固 定 資 産 | 0 |
| | <u>計 256,657,794</u> |
| 負 債 の 部 | |
| 1. 流 動 負 債 | 0 |
| (1) 未払金 | 0 |
| 2. 固 定 負 債 | 0 |
| (1) 長期借入金 | 0 |
| | <u>計 0</u> |

| | |
|--------|-------------|
| 差引正味財産 | 256,657,794 |
|--------|-------------|

4. 財 務 諸 表

(1) 貸借対照表

豊岡市土地開発公社 貸借対照表

(令和3年1月22日現在)

(単位 円)

| | 資 産 の 部 | |
|-------------|-------------|-------------|
| 1. 流動資産 | | |
| (1) 現金及び預金 | 88,682,939 | |
| (2) 事業未収金 | 0 | |
| (3) 公有用地 | 111,126,532 | |
| (4) 代替地 | 56,848,323 | |
| 流動資産合計 | | 256,657,794 |
| 資産合計 | | 256,657,794 |
| | 負 債 の 部 | |
| 2. 流動負債 | | 0 |
| 3. 固定負債 | | 0 |
| 負債合計 | | 0 |
| | 資 本 の 部 | |
| 4. 資本金 | | |
| (1) 基本財産 | 12,500,000 | |
| 資本金合計 | | 12,500,000 |
| 5. 準備金 | | |
| (1) 前期繰越準備金 | 245,947,055 | |
| (2) 当期純損失 | 1,789,261 | |
| 準備金合計 | | 244,157,794 |
| 資本合計 | | 256,657,794 |
| 負債資本合計 | | 256,657,794 |

【注記事項】

・重要な会計方針

たな卸資産の評価基準及び評価方法…個別法による原価法によっております。

(2) 損益計算書

豊岡市土地開発公社 損益計算書

(令和2年4月1日から令和3年1月22日まで)

(単位 円)

| | | |
|----------------|------------------|-------------------------|
| 1. 事業収益 | | 0 |
| 2. 事業原価 | | <u>0</u> |
| 事業総損益 | | 0 |
| 3. 販売費及び一般管理費 | | |
| (1) 販売費及び一般管理費 | <u>1,799,310</u> | <u>1,799,310</u> |
| 事業損失 | | 1,799,310 |
| 4. 事業外収益 | | |
| (1) 受取利息 | 8,309 | |
| (2) 雑収益 | <u>1,740</u> | 10,049 |
| 5. 事業外費用 | | <u>0</u> |
| 経常損失 | | 1,789,261 |
| 6. 特別利益 | | 0 |
| 7. 特別損失 | | <u>0</u> |
| 当期純損失 | | <u><u>1,789,261</u></u> |

(3) キャッシュ・フロー計算書

豊岡市土地開発公社 キャッシュ・フロー計算書

(令和2年4月1日から令和3年1月22日まで)

| 1. 事業活動によるキャッシュ・フロー | (単位 円) |
|-----------------------|-------------------------|
| 公有地取得事業及び開発事業用地取得事業収入 | 0 |
| その他事業収入 | 1,740 |
| 公有地取得事業及び開発事業用地取得事業支出 | 0 |
| その他の業務支出 | <u>△ 1,799,310</u> |
| 小計 | <u>△ 1,797,570</u> |
| 利息の受取額 | 8,309 |
| 利息の支払額 | <u>0</u> |
| 事業活動によるキャッシュ・フロー | <u>△ 1,789,261</u> |
| 2. 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 定期預金の預入による支出 | 0 |
| 定期預金の払戻による収入 | <u>0</u> |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | <u>0</u> |
| 3. 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 長期借入れによる収入 | 0 |
| 長期借入金の返済による支出 | 0 |
| 金銭出資の受入による収入 | <u>0</u> |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | <u>0</u> |
| 4. 現金及び現金同等物増加額 | <u>△ 1,789,261</u> |
| 5. 現金及び現金同等物期首残高 | <u>7,972,200</u> |
| 6. 現金及び現金同等物期末残高 | <u><u>6,182,939</u></u> |

【注記事項】

| | |
|--|-----------------------|
| ・現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 | |
| 現金及び預金勘定 | 88,682,939 円 |
| 預入期間が3ヶ月を越える定期預金(資本金) | <u>△ 12,500,000 円</u> |
| 預入期間が3ヶ月を越える定期預金(その他) | <u>△ 70,000,000 円</u> |
| 計 | <u>6,182,939 円</u> |

(4) 公有用地明細表

公 有 用 地

| 資 産 区 分 (取 得 年 度) | | 期 首 残 高 | | 当 期 增 加 高 | |
|------------------------|------------------------|--------------------|-------------|--------------------|-------|
| | | 面 積 m ² | 金 額 円 | 面 積 m ² | 金 額 円 |
| H19 | 八代・小河西地区周辺 開発整備事業用地 | 375,304.00 | 111,126,532 | 0.00 | 0 |
| 合 計 | | 375,304.00 | 111,126,532 | 0.00 | 0 |

(5) 代替地明細表

代 替 地

| 資 産 区 分 (取 得 年 度) | | 期 首 残 高 | | 当 期 增 加 高 | |
|------------------------|------------------------|--------------------|------------|--------------------|-------|
| | | 面 積 m ² | 金 額 円 | 面 積 m ² | 金 額 円 |
| H7～ H14 | 都市計画事業代替 用地(旧自教・八条) | 524.70 | 56,848,323 | 0.00 | 0 |
| 合 計 | | 524.70 | 56,848,323 | 0.00 | 0 |

明 細 表

(令和3年1月22日現在)

| 当 期 減 少 高 | | 期 末 残 高 | | 摘 要 |
|--------------------|-------|--------------------|-------------|-----|
| 面 積 m ² | 金 額 円 | 面 積 m ² | 金 額 円 | |
| 0.00 | 0 | 375,304.00 | 111,126,532 | |
| 0.00 | 0 | 375,304.00 | 111,126,532 | |

明 細 表

(令和3年1月22日現在)

| 当 期 減 少 高 | | 期 末 残 高 | | 摘 要 |
|--------------------|-------|--------------------|------------|-----|
| 面 積 m ² | 金 額 円 | 面 積 m ² | 金 額 円 | |
| 0.00 | 0 | 524.70 | 56,848,323 | |
| 0.00 | 0 | 524.70 | 56,848,323 | |

(6) 現金及び預金明細表

現金及び預金明細表

(単位 円)

| 科 目 | 種 類 | 金 額 | 摘 要 |
|---------------------------|-------|------------|-----|
| 現 金 | — | | |
| 預 金 | 当 座 | | |
| | 普 通 | 6,182,939 | |
| | 通 知 | | |
| | 定 期 | 82,500,000 | |
| 満期保有目的 以外で保有す る有価証券 | 国 債 | | |
| | 地 方 債 | | |
| | そ の 他 | | |
| 計 | | 88,682,939 | |

(7) 長期借入金明細表

長期借入金明細表

(単位 円)

| 借 入 先 | 利 率 (%) | 期首残高 | 当期増加高 | 当期減少高 | 期末残高 | 備 考 |
|-------|------------|------|-------|-------|------|-----|
| — | — | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 計 | | 0 | 0 | 0 | 0 | |

(8) 資本金明細表

資本金明細表

(単位 円)

| 区 分 | 出資団体名 | 出 資 額 | 摘 要 |
|------|-------|------------|-----|
| 基本財産 | 豊岡市 | 12,500,000 | |
| 計 | | 12,500,000 | |

(9) 収益明細表

収益明細表

(単位 円)

| 款 項 | 目 | 節 | 金 額 | 摘 要 |
|---------------|--------------|--------------|--------|-----------------------|
| 事業収益 | | | 0 | |
| 公有地取得 事業収益 | | | 0 | |
| | 公有用地 売却収益 | | 0 | |
| | | 公有用地 売却収益 | 0 | |
| | 代替地 売却収益 | | 0 | |
| | | 代替地 売却収益 | 0 | |
| | 事業事務 費収益 | | 0 | |
| | | 事業事務 費収益 | 0 | |
| 事業外収益 | | | 10,049 | |
| 受取利息 | | | 8,309 | |
| | 受取利息 | | 8,309 | |
| | | 預金利息 | 8,309 | 定期預金 8,270 普通預金 39 |
| 雑収益 | | | 1,740 | |
| | その他の 雑収益 | | 1,740 | |
| | | その他の 雑収益 | 1,740 | 土地使用料 1,740 |
| 合 計 | | | 10,049 | |

(10) 費用明細表

費用明細表

(単位 円)

| 款 項 | 目 | 節 | 金 額 | 摘 要 |
|----------------|--------------|----------------|-----------|-------------------------------------|
| 事業原価 | | | 0 | |
| 公有地取得 事業原価 | | | 0 | |
| | 公有用地 売却原価 | | 0 | |
| | | 公有用地 売却原価 | 0 | |
| | 代替地 売却原価 | | 0 | |
| | | 代替地 売却原価 | 0 | |
| 販売費及び 一般管理費 | | | 1,799,310 | |
| 販売費及び 一般管理費 | | | 1,799,310 | |
| | 経 費 | | 1,799,310 | |
| | | 旅 費 | 0 | |
| | | 需用費 | 0 | |
| | | 役 務 費 | 2,310 | 手数料 2,310 |
| | | 使用料・ 賃借料 | 0 | |
| | | 負担金補助 及び交付金 | 1,797,000 | 職員給与負担金 1,792,000 連絡協議会負担金 5,000 |
| | | 雑 費 | 0 | |
| 合 計 | | | 1,799,310 | |

令和3年3月12日

豊岡市土地開発公社

代表清算人 前野文孝様

豊岡市土地開発公社

監事 堂垣真弓

監事 三笠孔子

令和2年度豊岡市土地開発公社の
決算監査の結果について（報告）

豊岡市土地開発公社定款第7条第5項の規定により、令和2年度（令和2年4月1日から令和3年1月22日まで）決算諸表並びに関係書類（予算差引簿、預金残高証明書、公社登記簿写、証拠書類等）を監査した結果、計数は正確であり、適正に処理されていたことを認めます。

なお、清算終了に向けて引き続き正確な事務手続きを行われますようお願いいたします。

豊岡市土地開発公社 清算書

豊岡市土地開発公社

目 次

| | | |
|---|-------------------|-------|
| 1 | 清算事務報告書 | |
| | (1) 清算手続 | |
| | (2) 役員に関する事項 | |
| | (3) 清算人会議決事項 | |
| | (4) 行政官庁許認可事項 | |
| | (5) 清算期間中の収支状況 | |
| 2 | 収支状況表 | |
| | (1) 解散時の資産及び負債の状況 | |
| | (2) 清算期間中の収支状況 | |
| 3 | 清算書 | |
| 4 | 財産目録 | |
| | (解散時) | |
| | (清算時) | |
| 5 | 残余財産明細書 | |
| 6 | 残余財産処分方法書 | |
| 7 | 監査報告 | |

1 清算事務報告書

(1) 清算手続

- ア 豊岡市土地開発公社は、令和3年1月22日に兵庫県知事の認可を受け解散した。これに伴い、公有地の拡大の推進に関する法律（以下、「法」という。）第22条の3の規定により理事全員が清算人に就任した。1月26日に神戸地方法務局において解散に係る登記手続きを行い、2月4日に法第22条の6の規定により兵庫県知事に清算人の届出を行った。
- イ 法第22条の8の規定により2月10日、12日及び15日において、計3回にわたり官報に公告を掲載し、同公社の解散の告知及び第1回目の公告日から2箇月の期間による債権の申出の催告を行った。この催告に対し、債権者の申出はなされず、4月11日に債権申し出の期間は満了した。
- ウ 債権の申出がなされなかったことを受けて、清算事務に必要な経費を除いた残余財産が確定した。その後、法第22条第2項及び豊岡市土地開発公社定款（以下、「定款」という。）第25条第2項の規定により、残余財産（現金88,576,488円、土地5筆（375,828.70㎡））を豊岡市に引き渡した。
- エ 今後は、組合等登記令第10条の規定により神戸地方法務局において、清算終了を登記し、法第22条の11の規定により兵庫県知事への清算終了の届出を行い、手続きは全て終了する。

(2) 役員に関する事項

| 役員名 | 氏名 | 本市における役職名 | 備考 |
|-------|-------|-----------|-------------|
| 代表清算人 | 前野文孝 | 副市長 | |
| 清算人 | 塚本繁樹 | 政策調整部長 | |
| 清算人 | 畑中聖史 | 財政課長 | |
| 清算人 | 成田寿道 | 総務部長 | |
| 清算人 | 坂本成彦 | 環境経済部長 | |
| 清算人 | 河本行正 | 上下水道部長 | |
| 清算人 | 富森靖彦 | 建設課長 | |
| 清算人 | 鴨川義宣 | 技監 | 令和3年3月31日辞任 |
| 清算人 | 久保川伸幸 | 健康福祉部長 | 令和3年3月31日辞任 |
| 清算人 | 米田真一 | 上下水道部長 | 令和3年3月31日辞任 |
| 監事 | 堂垣真弓 | 教育次長 | |
| 監事 | 三笠孔子 | 会計課長 | |

(3) 清算人会議決事項

| 回数 | 開催年月日 | 議決事項 |
|-----|-----------|-------------------------------|
| 第1回 | 令和3年3月18日 | 議案第1号 令和2年度豊岡市土地開発公社決算の認定について |

(4) 行政官庁許認可事項

| 申請年月日 | 申請先 | 件名 | 許認可年月日 |
|----------|---------|--------------------------------|----------|
| 令和3年4月2日 | 神戸地方法務局 | 清算人変更登記 (令和3年3月31日 辞任3名) | 令和3年4月5日 |

(5) 清算期間中の収支状況

【収入】

(単位：円)

| 内容 | 金額 | 備考 |
|------|------------|--------------------------------|
| 繰越金 | 88,682,939 | 解散時の現金及び預金(基本財産12,500,000円を含む) |
| 受取利息 | 1,228 | 普通預金及び定期預金解約利息 |
| 合計 | 88,684,167 | |

【支出】

(単位：円)

| 内容 | 金額 | 備考 |
|-----|---------|-----------|
| 役務費 | 107,679 | 官報掲載料(3回) |
| 合計 | 107,679 | |

| | | |
|-------|------------|---------|
| 収支差引額 | 88,576,488 | 基本財産を含む |
|-------|------------|---------|

2 収支状況表

(1) 解散時の資産及び負債の状況（令和3年1月22日現在）

【資産】 （単位：円）

| 区 分 | 金 額 | 備 考 |
|-------------|-------------|----------------------------------|
| 現金及び預金 | 88,682,939 | 基本財産 12,500,000 円を含む |
| 土地等不動産 | 167,974,855 | 土地 5 筆 375,828.70 m ² |
| その他財産（未収金等） | 0 | |

【負債】 （単位：円）

| 区 分 | 金 額 | 備 考 |
|-------------|-----|-----|
| 借入金（短期・長期） | 0 | |
| その他負債（未収金等） | 0 | |

(2) 清算期間中の収支状況（令和3年1月23日～令和3年4月15日）

【収入】 （単位：円）

| 区 分 | 決 算 額 | 備 考 |
|------|------------|---------------------|
| 繰越金 | 88,682,939 | 解散時の現金及び預金（基本財産を含む） |
| 受取利息 | 1,228 | 普通預金及び定期預金解約利息 |
| 合 計 | 88,684,167 | |

【支出】 （単位：円）

| 区 分 | 決 算 額 | 備 考 |
|-----|---------|-----------|
| 役務費 | 107,679 | 官報掲載料（3回） |
| 合 計 | 107,679 | |

| | | |
|-------|------------|---------|
| 収支差引額 | 88,576,488 | 基本財産を含む |
|-------|------------|---------|

3 清 算 書

(令和3年4月15日現在)

(1) 清算時の資産総額

ア 解散時の資産総額

流動資産（現金及び預金 基本財産を含む） 88,682,939 円

（土地 5筆 375,828.70 m²） 167,974,855 円

イ 清算期間中の収入

預金利息等（普通預金及び定期預金解約利息） 1,228 円

合 計 256,659,022 円

(2) 解散及び清算事務費

ア 清算事務費（役務費） 107,679 円

合 計 107,679 円

(3) 差引残余財産額 256,551,343 円

(4) 残余財産の処分方法

残余財産は、定款 25 条第 2 項の規定により、豊岡市に帰属させる。

4 財 産 目 録

(解散時)

(令和3年1月22日現在)

(単位：円)

資 産 の 部

| | | |
|----------------|-------------|---------------------------|
| (1) 流動資産 | | 256,657,794 |
| ア 預金 | | 88,682,939 |
| (7) 普通預金 | 6,182,939 | |
| (4) 定期預金 | 82,500,000 | |
| イ 土地 | | 167,974,855 |
| (7) 公有用地 | 111,126,532 | |
| (4) 代替地 | 56,848,323 | |
| ウ 事業未収金 | | 0 |
| (2) 固定資産 | | 0 |
| ア 有形固定資産 | | 0 |
| イ 無形固定資産 | | 0 |
| ウ 投資その他の資産 | | 0 |
| 資 産 合 計 | | <u>256,657,794</u> |

負 債 の 部

| | | |
|----------------|--|-----------------|
| (1) 流動負債 | | 0 |
| ア 未払金 | | 0 |
| イ 短期借入金 | | 0 |
| ウ 未払費用 | | 0 |
| エ 預り金 | | 0 |
| オ その他流動負債 | | 0 |
| (2) 固定負債 | | 0 |
| ア 長期借入金 | | 0 |
| 負 債 合 計 | | <u>0</u> |

差引正味財産合計 **256,657,794**

(清算時)

(令和3年4月15日現在)

(単位：円)

資 産 の 部

| | | |
|----------------|-------------|---------------------------|
| (1) 流動資産 | | 256,551,343 |
| ア 預金 | | 88,576,488 |
| (7) 普通預金 | 6,076,488 | |
| (4) 定期預金 | 82,500,000 | |
| イ 土地 | | 167,974,855 |
| (7) 公有用地 | 111,126,532 | |
| (4) 代替地 | 56,848,323 | |
| ウ 事業未収金 | | 0 |
| (2) 固定資産 | | 0 |
| ア 有形固定資産 | | 0 |
| イ 無形固定資産 | | 0 |
| ウ 投資その他の資産 | | 0 |
| 資 産 合 計 | | <u>256,551,343</u> |

負 債 の 部

| | | |
|----------------|--|-----------------|
| (1) 流動負債 | | 0 |
| ア 未払金 | | 0 |
| イ 短期借入金 | | 0 |
| ウ 未払費用 | | 0 |
| エ 預り金 | | 0 |
| オ その他流動負債 | | 0 |
| (2) 固定負債 | | 0 |
| ア 長期借入金 | | 0 |
| 負 債 合 計 | | <u>0</u> |

差引正味財産合計 **256,551,343**

5 残余財産明細書

| | | |
|---|--|---------------|
| 1 | 現金（基本財産を含む） | 88,576,488 円 |
| 2 | 土地（5筆、375,828.70 m ² 不動産の表示は別表のとおり） | 167,974,855 円 |
| | 合 計 | 256,551,343 円 |

（別表）

不動産の表示 土地 5筆

| 所 在 | 地 番 | 地 目 | 地積（m ² ） | 備 考 |
|---------|---------|-----|---------------------|-----|
| 九日市下町堀通 | 311 番 5 | 雑種地 | 524.70 | |
| 日高町八代峠谷 | 61 番 1 | 山林 | 14,179.00 | |
| 日高町八代峠谷 | 63 番 1 | 山林 | 240,559.00 | |
| 日高町八代峠谷 | 64 番 1 | 山林 | 120,365.00 | |
| 日高町八代峠谷 | 64 番 10 | 雑種地 | 201.00 | |
| 合 計 | | | 375,828.70 | |

6 残余財産処分方法書

| 残余財産の種別 | 金額（円） | 処分の方法 | 理 由 |
|---------|-------------|--------|---------------------------------|
| 現 金 | 88,576,488 | 豊岡市に帰属 | 法第 22 条 2 項 定款第 25 条第 2 項による |
| 土 地 | 167,974,855 | 豊岡市に帰属 | 法第 22 条 2 項 定款第 25 条第 2 項による |
| 合 計 | 256,551,343 | | |

豊岡市土地開発公社は、法第 22 条第 2 項及び定款第 25 条第 2 項の規定に基づき、上記の残余財産を豊岡市に引き渡した。

本処分により、本法人の債権債務は存在しないことを報告する。

令和 3 年 4 月 15 日

豊岡市土地開発公社
代表清算人 前 野 文 孝

7 監査報告

令和3年4月26日

豊岡市土地開発公社
代表清算人 前野文孝様

豊岡市土地開発公社

監事 堂垣真弓

監事 三笠孔子

豊岡市土地開発公社の清算に伴う監査の結果について（報告）

豊岡市土地開発公社定款第7条第5項の規定を準用し、豊岡市土地開発公社の清算期間中（令和3年1月23日から令和3年4月15日まで）における会計及び業務の監査を行った結果、計数は正確であり、適正に処理されていたことを認めます。

第56号議案

物件購入契約の締結について

消防団に配備する消防ポンプ自動車等の購入について、下記のとおり物件購入契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月4日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- | | |
|-----------|---|
| 1 契約の目的 | 消防ポンプ自動車等の購入 |
| 2 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 契約の金額 | 53,900,000円 CD-I型消防ポンプ自動車1台（出石1台） 小型動力ポンプ積載車3台（日高3台） 小型動力ポンプ1台（竹野1台） |
| 4 契約の相手方 | 鳥取市古海356番地1 株式会社 吉谷機械製作所 取締役社長 吉谷 勇一郎 |
| (備考) 納入期限 | 令和4年3月25日 |
| 主な仕様 | 消防ポンプ自動車：4WD、ポンプ性能A2級 小型動力ポンプ積載車：4WD、電動油圧式昇降装置付 小型動力ポンプ：ポンプ性能B2級 |

第57号議案

豊岡市立道の駅「神鍋高原」の指定管理者の指定について

豊岡市立道の駅「神鍋高原」の指定管理者を次の団体等に指定したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

令和3年6月4日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

- 1 公の施設の名称 豊岡市立道の駅「神鍋高原」
- 2 団体等の名称 株式会社 日高振興公社
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和9年3月31日

1 公の施設の概要

(1) 名称

豊岡市立道の駅「神鍋高原」

(2) 所在地

豊岡市日高町栗栖野 59 番地の 13

(3) 設置目的

地域資源を活用し、住民及び来訪者の交流に供するとともに、休憩及び温浴の場を提供し、もって地域の活性化を図る。

(4) 施設概要

ア 道の駅本館

(ア) 設備等 鉄筋コンクリート造・3階建

(イ) 主な施設 売店、農産物直売コーナー、情報提供コーナー、観光案内所、イベントホール、事務室、観光トイレ

(ウ) 整備年次 平成15年7月竣工

(エ) 建物面積 1,216.96㎡

イ 道の駅実習館

(ア) 設備等 鉄骨造・2階建

(イ) 主な施設 軽食堂、会議室

(ウ) 整備年次 平成5年11月竣工

(エ) 建物面積 903.49㎡

ウ 神鍋温泉ゆとろぎ

(ア) 設備等 鉄筋コンクリート造・平家建

(イ) 主な施設 浴室、脱衣室、露天風呂、水風呂、ドライサウナ、エントランスロビー、事務室、トイレ、和室休憩室

(ウ) 整備年次 平成26年4月竣工

(エ) 建物面積 938.51㎡

2 管理業務の内容

(1) 道の駅の使用及びその制限に関する業務

(2) 道の駅の維持管理に関する業務

3 団体等の概要

(1) 名称

株式会社 日高振興公社

(2) 所在地

豊岡市日高町栗栖野 59 番地の 13

(3) 代表者の氏名

代表取締役 岡森 且哉

(4) 設立年月日

平成6年4月28日

(5) 職員数又は会員数

20名

(6) 主な事業又は活動

道の駅「神鍋高原」、神鍋温泉ゆとろぎ、日高農林漁業体験実習館、日高農林産物加工研修所の管理運営、温泉スタンドの管理 など

第58号議案

工事請負契約の締結について

高機能消防指令センター更新整備事業について、下記のとおり工事請負契約を締結する。よって、豊岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年豊岡市条例第55号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年6月4日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

- 1 契約の目的 高機能消防指令センター更新整備事業
- 2 契約の方法 随意契約
- 3 契約の金額 583,000,000円
- 4 契約の相手方 大阪府松原市西野々2丁目1番45号
株式会社 富士通ゼネラル
近畿情報通信ネットワーク営業部
部長 西浦 靖暁

（備考）運用開始：令和4年3月予定

主な装置：自動出動指定装置

119番発信地表示システム

現場多目的情報伝送装置

車両動態管理システム

第59号議案

豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

竹野南地区コミュニティセンターの休館日を変更するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例

豊岡市地域コミュニティに関する条例（平成28年豊岡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

| | | |
|---------------------|-----|-------------------|
| 豊岡市立城崎地区コミュニティセンター | 日曜日 | 12月29日から翌年の1月3日まで |
| 豊岡市立竹野南地区コミュニティセンター | 火曜日 | 12月29日から翌年の1月3日まで |
| 豊岡市立中竹野地区コミュニティセンター | | |
| 豊岡市立竹野地区コミュニティセンター | | |

」

を

「

| | | |
|---------------------|-----|-------------------|
| 豊岡市立城崎地区コミュニティセンター | 日曜日 | 12月29日から翌年の1月3日まで |
| 豊岡市立竹野南地区コミュニティセンター | | |
| 豊岡市立中竹野地区コミュニティセンター | 火曜日 | 12月29日から翌年の1月3日まで |
| 豊岡市立竹野地区コミュニティセンター | | |

」

に改める。

附 則

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

豊岡市地域コミュニティに関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

竹野南地区コミュニティセンターの休館日を、火曜日から日曜日に変更すること。（別表第2関係）

2 附則

この条例は、令和3年7月1日から施行すること。

| | |
|---------------------------------|---------------------------------|
| <p>～ 豊岡市立高橋地区コミュニティセンター</p> | <p>～ 豊岡市立高橋地区コミュニティセンター</p> |
| <p>略</p> | <p>略</p> |

第60号議案

豊岡市市税条例及び豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部を
改正する条例制定について

豊岡市市税条例及び豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条
例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

地方税法の改正に伴い、登記簿上の所有者が死亡している場合における土地又は
家屋に関し現に所有している者に申告の義務を課すこと等の規定を整備するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市市税条例及び豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(豊岡市市税条例の一部改正)

第1条 豊岡市市税条例(平成17年豊岡市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「及び扶養親族」の右に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第34条の7第1項第2号及び第3号中「寄附金(」の右に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金(」の右に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金(」の右に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第10号中「もの」の右に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第36条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

第74条の2の次に次の1条を加える。

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者(法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。)は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- (3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第75条第1項中「のうち、」を「が」に、「又は」を「若しくは」に改め、「規定により」の右に「、又は現所有者が前条の規定により」を加え、「者は」を「場合には、その者に対し」に改める。

第83条第2項ただし書を削る。

附則第5条第1項中「及び扶養親族」の右に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第6条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

(豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 豊岡市市税条例等の一部を改正する条例(令和2年豊岡市条例第25号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、豊岡市市税条例第48条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第2条のうち、豊岡市市税条例第50条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の右に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第2条のうち、豊岡市市税条例第52条の改正規定中「第52条第4項」を「第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、豊岡市市税条例附則第3条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中豊岡市市税条例第34条の7第1項第2号から第8号まで及び第10号の改正規定、同条例附則第6条の改正規定並びに次項の規定 令和4年1月1日

(2) 第1条中豊岡市市税条例第83条第2項の改正規定 令和4年4月1日

(3) 第1条中豊岡市市税条例第24条第2項及び第36条の3の3第1項の改正規定並びに附則第3項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の豊岡市市税条例(以下「新条例」という。)第34条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和4年1月1日以後に支出する同項に規定する寄付金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が令和4年1月1日前に支出した第1条の規定による改正前の豊岡市市税条例第34条の7

第1項に規定する寄付金又は金銭については、なお従前の例による。

- 3 新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 4 新条例第74条の3の規定は、この条例の施行の日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

豊岡市市税条例及び豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

(1) 豊岡市市税条例の一部改正（第1条関係）

ア 個人の市民税において、非課税の判定基準となる扶養親族について、年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る扶養親族とすること。（第24条、第36条の3の3、附則第5条関係）

イ 個人の市民税において、寄附金税額控除の対象寄附金について、出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除くこと。（第34条の7関係）

ウ 登記簿等に所有者として登記等がされている個人が死亡している場合における土地又は家屋を所有している者に、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに現所有者に係る申告書を市長に提出しなければならないこと。（第74条の3関係）

エ 現所有者に係る申告書の提出について、申告すべき事項について正当な事由がなくて申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料に処すること。（第75条関係）

オ 軽自動車税の種別割の納期について、ただし書で規定する令和3年度の種別割の納期を削ること。（第83条関係）

カ 個人市民税において、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除を令和9年度まで延長すること。（附則第6条関係）

(2) 豊岡市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正（第2条関係）

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例（令和2年豊岡市条例第25号）における法人の市民税について、地方税法の改正に係る延滞金の特例等について所要の規定の整備を行うこと。

2 附則

(1) この条例の規定を区分し、当該区分に応じて施行期日を定めること。（改正条例附則第1項関係）

(2) 市民税及び固定資産税について、この条例の施行に係る所要の経過措置を定めること。（改正条例附則第2項から第4項関係）

豊岡市市税条例新旧対照表（第1条関係）

| 現行 | 改正後（案） |
|---|--|
| <p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族</p> <hr/> <p>の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭のうち市長が別に定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該</p> | <p>（個人の市民税の非課税の範囲）</p> <p>第24条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第53条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者については、この限りでない。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 法の施行地に住所を有する者で均等割のみを課すべきものうち、前年の合計所得金額が28万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族</p> <hr/> <p>（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に16万8,000円を加算した金額）以下である者に対しては、均等割を課さない。</p> <p>（寄附金税額控除）</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭のうち市長が別に定めるものを支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該</p> |

ばならない。

(1)～(3) 略

2～5 略

ばならない。

(1)～(3) 略

2～5 略

(現所有者の申告)

第74条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

(1) 土地又は家屋の現所有者の住所、氏名又は名称、次号に規定する

個人との関係

(2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登記又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名

(3) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）が 第74条若しくは法第383条の規定により、又は現所有者が前条の規定により申告すべき事項について正当な事由がなくして申告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料に処する。

2・3 略

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 略

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。

ばならない。

(1)～(3) 略

2～5 略

(固定資産に係る不申告に関する過料)

第75条 固定資産の所有者（法第386条に規定する固定資産の所有者をいう。）のうち、第74条又は 法第383条の規定により 申告すべき事項について正当な事由がなくして申告をしなかった者は _____、10万円以下の過料に処する。

2・3 略

(種別割の賦課期日及び納期)

第83条 略

2 種別割の納期は、5月1日から同月31日までとする。ただし、令和3年度の種別割の納期は、5月1日から6月30日までとする。

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族

（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2・3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

附 則

(個人の市民税の所得割の非課税の範囲等)

第5条 当分の間、市民税の所得割を課すべき者のうち、その者の前年の所得について第33条の規定により算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にその者の同一生計配偶者及び扶養親族（年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。）の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額（その者が同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額）以下である者に対しては、第23条第1項の規定にかかわらず、所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課さない。

2・3 略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の4第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項（第2号を除く。）」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の4第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項（第2号に係る部分に限る。）」として、同条の規定を適用することができる。

豊岡市市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表（第2条関係）

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>(豊岡市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 豊岡市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「又は第68条の91第4項及び第10項」を削り、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321</p> | <p>(豊岡市市税条例の一部改正)</p> <p>第1条 略</p> <p>第2条 豊岡市市税条例の一部を次のように改正する。</p> <p>(中略)</p> <p>第48条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「又は第68条の91第4項及び第10項」を削り、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321</p> |

条の8第42項を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に

改める。

条の8第42項を「第321条の8第60項」に、「同条第42項」を「同条第60項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12項前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第69項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第50条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「（同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改める。

第52条第4項

から第6項までを削る。

(中略)

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

第52条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項から第6項までを削る。

(中略)

附則第3条の2第2項中「及び第4項」を削る。

附則第4条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

第61号議案

豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例制定について

豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止するため。

豊岡市条例第 号

豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を廃止する条例

豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年豊岡市条例第60号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 令和3年3月31日以前に、この条例による廃止前の豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の規定により、新設し、又は増設した特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課する固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

第62号議案

豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例制定について

豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例を定めるため。

豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、市の過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により過疎地域とみなされる区域をいう。以下同じ。）において製造の事業、情報サービス業等、農林水産物等販売業（過疎地域内において生産された農林水産物又は当該農林水産物を原料若しくは材料として製造、加工若しくは調理をしたものを店舗において主に他の地域の者に販売することを目的とする事業をいう。）又は旅館業に係る機械及び装置、建物又は土地に対する固定資産税について、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、固定資産税の課税免除をすることによって、過疎地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正並びに美しく風格ある国土の形成に寄与することを目的とする。

(固定資産税の課税免除)

第2条 市長は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イに規定する特別償却設備の取得等（法第23条の取得等をいう。この項において同じ。）をした者については、過疎地域として公示された日以後において取得等をした当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（取得をした日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。

2 前項の規定により課税免除をすることのできる期間は、当該課税免除をした最初の年度以降3箇年度とする。

(課税免除の申請)

第3条 前条第1項の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする者は、同項に規定する家屋、償却資産又は土地の取得等をした日の属する年の翌年の3月15日まで（法人にあっては、取得等をした日の属する事業年度の終了の日の翌日から2月以内）に、申請書を市長に提出しなければならない。

(課税免除の取消し)

第4条 市長は、課税免除を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、課税免除を取り消すことができる。

- (1) 事業を休止し、又は廃止したと認められるとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反する行為があったとき。

(承継)

第5条 市長は、相続、合併、譲渡等の事由により、課税免除を受けた者に異動が生じたときは、その事業の承継人の届出により、その承継人に対して課税免除を継続することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(令和3年度における法人の課税免除の申請の特例)

- 2 令和3年4月1日からこの条例の施行日までの間に家屋、償却資産又は土地の取得等をした日の属する事業年度の終了の日となる法人に係る第3条の規定の適用については、第3条中「取得等をした日の属する事業年度の終了の日」とあるのは、「この条例の施行の日」とする。

豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例案要綱

1 目的

この条例は、市の過疎地域において、製造の事業、情報サービス業等、農林水産物等販売業又は旅館業に係る機械及び装置、建物又は土地に対する固定資産税について、当該固定資産税の課税免除をすることによって、過疎地域の持続的発展を支援し、もって人材の確保及び育成、雇用機会の拡充等を目的とすること。

(第1条関係)

2 固定資産税の課税免除

特別償却設備の取得等をした者については、過疎地域として公示された日以後に取得等をした当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（以下「家屋等」という。）に課する固定資産税について、3箇年度課税免除をすることができること。（第2条関係）

3 課税免除の申請

固定資産税の課税免除を受けようとする者は、家屋等の取得等の翌年の3月15日までに、法人にあつては取得等をした日の属する事業年度の終了の日の翌日から2月以内に申請書を市長に提出しなければならないこと。（第3条関係）

4 課税免除の取消し

市長は、課税免除を受けた者が事業の休止若しくは廃止したと認められるとき又はこの条例等に違反する行為があつたときは、課税免除を取り消すことができること。（第4条関係）

5 承継

市長は、相続、譲渡等の事由により、課税免除を受けた者に異動が生じたときは、承継人の届出により課税免除を継続することができること。（第5条関係）

6 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めること。（第6条関係）

7 附則

この条例は、公布の日から起算して7月を超えない範囲内において規則で定める日から施行し、令和3年4月1日から適用すること。（附則第1項関係）

8 令和3年度における法人の課税免除の申請の特例

この条例の施行に伴い、令和3年4月1日からこの条例の施行日までの間に家屋、償却資産又は土地の取得等をした日の属する事業年度の終了の日となる法人に係る課税免除の申請について、この条例の施行の日の翌日から2月以内を申請期限とすること。（附則第2項関係）

第63号議案

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる第1号被保険者の介護保険料について、減額又は免除ができるようにするため。

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例

豊岡市介護保険条例(平成17年豊岡市条例第103号)の一部を次のように改正する。

附則第5条中「令和3年3月31日まで」を「令和4年3月31日まで」に改め、同条第1号中「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」を「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症」に改め、同条第2号ア中「事業収入等」を「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入等」に改め、同号イ中「減少する」を「第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の合計所得金額(令第22条の2第1項に規定する合計所得金額をいう。)のうち、減少する」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の豊岡市介護保険条例附則第5条及び次項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和2年度以前の年度分の保険料に対する減免に係る改正後の豊岡市介護保険条例附則第5条の規定の適用については、同条第2号イ中「令第22条の2第1項」とあるのは、「健康保険法施行令等の一部を改正する政令(令和2年政令第381号)第7条の規定による改正前の令第22条の2第1項」とする。

豊岡市介護保険条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる第1号被保険者の令和3年度分の介護保険料について、引き続き減額又は免除ができるように改めること。(附則第5条関係)

2 附則

- (1) この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊岡市介護保険条例附則第5条の規定は、令和3年4月1日から適用すること。(附則第1項関係)
- (2) 介護保険法施行令の改正に伴い、令和2年度分以前の介護保険料の減額又は免除に係る合計所得金額の取扱いについて必要な経過措置を定めること。(附則第2項関係)

豊岡市介護保険条例新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|--|
| <p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第5条 令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限（法第131条に規定する特別徴収の場合）にあっては、法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払日）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料）であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、第9条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対し、保険料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。次号において同じ。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減</u></p> | <p>附 則</p> <p>（新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免）</p> <p>第5条 令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に納期限（法第131条に規定する特別徴収の場合）にあっては、法第135条第6項に規定する特別徴収対象年金給付の支払日）が定められている保険料（第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に法第12条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以降に納期限が定められている保険料）であって、当該届出が第1号被保険者の資格を取得した日から14日以内に行われていたならば同年2月1日前に納期限が定められるべきものを除く。）の減免については、第9条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対し、保険料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) <u>新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症</u></p> <p><u>をいう。次号において同じ。）により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡し、又は重篤な傷病を負ったこと。</u></p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の影響により、第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下この号において「事業収入等」という。）の減</u></p> |

第64号議案

豊岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の制定に伴い、引用する法令名等を改めるため。

豊岡市条例第 号

豊岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例

豊岡市企業立地促進条例（平成17年豊岡市条例第288号）の一部を次のように改正する。

第2条第10号中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第33条第2項」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第3条第1項」に改める。

第5条第2号ア中「豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年豊岡市条例第60号）」を「豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和 年豊岡市条例第 号）」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の豊岡市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定事業者として指定を受ける者について適用し、同日前に指定を受けた者については、なお従前の例による。

（豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正）

- 3 豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第150号）の一部を次のように改正する。

第6条第2号ア(ウ)中「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条」を「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第3条第1項」に改める。

豊岡市企業立地促進条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

- (1) 定義の過疎地域について、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第3条第1項に基づき過疎地域とみなされる区域に改めること。(第2条関係)
- (2) 奨励措置のうち工場等設置奨励金の規定について、廃止する豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成17年豊岡市条例第60号)から新たに制定する豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例に対応するための規定の整備を行うこと。(第5条関係)

2 附則

- (1) この条例は、公布の日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) この条例による改正後の豊岡市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に指定事業者として指定を受ける者について適用し、同日前に指定を受けた者については、なお従前の例によること。(附則第2項関係)
- (3) 豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例の定義の過疎地域を改めること。(附則第3項関係)

豊岡市企業立地促進条例新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 過疎地域 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）<u>第33条第2項</u>の規定に基づき過疎地域とみなされる区域をいう。</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第5条 市長は、指定事業者に対し、奨励措置として、次の各号に掲げる奨励金を予算の範囲内で交付することができる。ただし、第2号ア及びイに規定する奨励金は、重複して交付することはできない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 工場等設置奨励金</p> <p>ア 土地又は建物の取得を伴う新增設を行った場合、当該工場等の操業開始の日以降において、当該工場等に新たに固定資産税が賦課されることとなった年度から5年度間（<u>豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成17年豊岡市条例第60号）</u>）及び<u>豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成21年豊岡市条例第14号）</u>に基づく課税免除を受けたものについては、当該課税免除の期間を含む。）における各年度の固定資産税の賦課額に相当する額</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 過疎地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（<u>令和3年法律第19号</u>）<u>第3条第1項</u>の規定に基づき過疎地域とみなされる区域をいう。</p> <p>(奨励措置)</p> <p>第5条 市長は、指定事業者に対し、奨励措置として、次の各号に掲げる奨励金を予算の範囲内で交付することができる。ただし、第2号ア及びイに規定する奨励金は、重複して交付することはできない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 工場等設置奨励金</p> <p>ア 土地又は建物の取得を伴う新增設を行った場合、当該工場等の操業開始の日以降において、当該工場等に新たに固定資産税が賦課されることとなった年度から5年度間（<u>豊岡市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和 年豊岡市条例第 号）</u>）及び<u>豊岡市地域経済牽引事業の促進のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成21年豊岡市条例第14号）</u>に基づく課税免除を受けたものについては、当該課税免除の期間を含む。）における各年度の固定資産税の賦課額に相当する額</p> |

イ 略

イ 略

豊岡市営住宅の設置及び管理に関する条例新旧対照表（附則第3項関係）

| 現行 | 改正後（案） |
|---|--|
| <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「老人等」という。）にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者（以下「被災者等」という。）にあつては第4号）を具備する者でなければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の収入が入居の申込みをした日においてア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア (ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合 214,000円</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合（<u>過疎地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条</u>に規定する地域をいう。以下同じ。）であり、かつ、複式学級（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条第1項ただし書の規定により数学年の児童又は生徒が1学級に編制された学級をいう。以下同じ。）を有する小学校又は中学校の通学区域である区域に存する市営住宅への入居の申込みにおいては、同居者に中学校を卒業するまでの者がある場合）</p> | <p>(入居者の資格)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の条件（老人、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として規則で定める者（以下「老人等」という。）にあつては第2号から第5号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条に規定する者（以下「被災者等」という。）にあつては第4号）を具備する者でなければならぬ。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その者の収入が入居の申込みをした日においてア、イ又はウに掲げる場合に応じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</p> <p>ア (ア)から(エ)までのいずれかに該当する場合 214,000円</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合（<u>過疎地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第3条第1項に規定する地域をいう。以下同じ。）であり、かつ、複式学級（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和33年法律第116号）第3条第1項ただし書の規定により数学年の児童又は生徒が1学級に編制された学級をいう。以下同じ。）を有する小学校又は中学校の通学区域である区域に存する市営住宅への入居の申込みにおいては、同居者に中学校を卒業するまでの者がある場合）</u></p> |

(エ) 略
イ・ウ 略
(3)～(5) 略

(エ) 略
イ・ウ 略
(3)～(5) 略

第65号議案

豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

まちなか交流館の地下階の用途を改める等の規定の整備を行うため。

豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例（平成25年豊岡市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第5条を次のように改める。

（職員）

第4条 交流館に、館長その他職員を置く。

（休館日）

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を選定することができる。

第6条中「別表第1のとおり」を「午前9時から午後10時まで（宿泊室にあっては、午後3時から翌日の午前11時まで）」に、「指定管理者」を「市長」に改め、「市長の承認を得て」を削る。

第7条第1項中「別表第2」を「別表」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に改める。

第8条、第10条第1項及び第11条中「指定管理者」を「市長」に改める。

第12条を次のように改める。

（使用料の徴収）

第12条 市長は、第7条第1項の許可を受けてする施設の使用につき、使用者から、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、施設の使用を許可するときに、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があるとき、その納付すべき期限を別に指定することができる。

第12条の次に次の2条を加える。

（使用料の減免）

第12条の2 市長は、公益上特に必要があるとき、申請により、使用料を減額し、又は免除することができる。

（使用料の不還付）

第12条の3 使用料で既に納めたものは、還付しない。ただし、第11条第2項の規定により市長が交流館の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があるとき、申請により、その全部又は一部を還付することができる。

第13条、第15条並びに第16条第2項及び第3項中「指定管理者」を「市長」に改める。

第18条を第20条とし、第17条の次に次の2条を加える。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、交流館の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に交流館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に交流館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1項各号に規定する事業に係る業務
- (2) 交流館の使用及びその制限に関する業務
- (3) 交流館の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に交流館の管理を行わせる場合において、第5条から第8条まで、第10条第1項、第11条、第13条、第15条並びに第16条第2項及び第3項の規定の適用については、第5条及び第6条中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第7条、第8条、第10条第1項、第11条、第13条、第15条並びに第16条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

4 第1項の規定により指定管理者に交流館の管理を行わせる場合においては、第4条の規定は適用しない。

(利用料金)

第19条 前条第1項の規定により指定管理者に交流館の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に交流館の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として収受させることができる。

2 第12条から第12条の3までの規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、別表に掲げる施設の利用者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合において、別表の規定の適用については、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

附則第2項から第4項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別表第1を次のように改める。

別表（第7条、第12条関係）

1 宿泊室

| 施設 | 単位 | 使用料 |
|----|------|---------|
| 客室 | 1人1泊 | 30,000円 |

備考 食事料は、上記料金に含まない。

2 調理室

| 施設 | 使用料 |
|-----|--------------|
| 調理室 | 1時間につき1,500円 |

備考 冷暖房を使用する場合は、この表に規定する額の5割に相当する額を加算する。

3 多目的室及びレセプションルーム

| 施設 | 使用料 | | |
|-----------|------------------|------------------|-------------------|
| | 午前9時から午後 零時まで | 午後1時から午後 5時まで | 午後6時から午後1 0時まで |
| 多目的室 | 4,300円 | 5,800円 | 6,500円 |
| レセプションルーム | 4,500円 | 6,000円 | 6,800円 |

備考 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の5割に相当する額を加算する。

別表第2を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年7月5日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にこの条例による改正前の豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた許可、処分その他の行為は、この条例による改正後の豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。

豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例 案要綱

1 改正の内容

- (1) 豊岡市立まちなか交流館（以下「交流館」という。）に職員を置くこと。（第4条関係）
- (2) 交流館の休館日は、市長が特に必要があると認めるときに定めることができること。（第5条関係）
- (3) 交流館の管理等を指定管理者に行わせるとする規定を、市長が行う規定とするために必要な規定の整備を行うこと。（第6条から第8条、第10条、第11条、第13条、第15条、第16条関係）
- (4) 市長は、施設の使用の許可を受けた使用者から、使用料を徴収すること。（第12条関係）
- (5) 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、申請により、使用料を減額し、又は免除することができること。（第12条の2関係）
- (6) 市長は、交流館の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとき以外は、既に納めた使用料は還付しないこと。（第12条の3関係）
- (7) 市長は、交流館の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者に交流館の管理を行わせることができることとし、その際に必要な規定の読替え等について定めること。（第18条関係）
- (8) 指定管理者に交流館の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に交流館の使用に係る料金を指定管理者の収入として收受させることができることとし、その際に必要な規定の読替え等について定めること。（第19条関係）
- (9) 交流館に調理室を設置し、使用料は1時間につき1,500円とすること。（別表関係）
- (10) その他所要の規定の整備を行うこと。

2 附則

- (1) この条例は、令和3年7月5日から施行すること。（附則第1項関係）
- (2) 改正前の条例の規定によりなされた許可、処分その他の行為は、改正後の条例の相当規定によりなされたものとみなすこと。（附則第2項関係）

豊岡市立まちなか交流館の設置及び管理に関する条例新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|---|---|
| <p><u>（指定管理者による管理）</u></p> <p>第4条 交流館の管理は、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせる。</p> <p>2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前条第1項各号に規定する事業に係る業務</p> <p>(2) 交流館の使用及びその制限に関する業務</p> <p>(3) 交流館の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務</p> <p><u>（休館日）</u></p> <p>第5条 交流館の休館日は、施設の改修等の理由により指定管理者が市長の承認を得て定める日とする。</p> <p><u>（開館時間）</u></p> <p>第6条 交流館の開館時間は、別表第1のとおり_____とする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得てその時間を変更することができる。</p> <p><u>（使用の許可）</u></p> <p>第7条 別表第2に掲げる施設を使用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可に交流館の管理に必要な条件を付し、又</p> | <p><u>（職員）</u></p> <p>第4条 交流館に、館長その他職員を置く。</p> <p><u>（休館日）</u></p> <p>第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を定めることができる。</p> <p><u>（開館時間）</u></p> <p>第6条 交流館の開館時間は、午前9時から午後10時まで（宿泊室にあつては、午後3時から翌日の午前11時まで）とする。ただし、市長_____は、特に必要があると認めるときは、_____その時間を変更することができる。</p> <p><u>（使用の許可）</u></p> <p>第7条 別表_____に掲げる施設を使用しようとする者は、市長_____の許可を受けなければならない。</p> <p>2 市長_____は、前項の許可に交流館の管理に必要な条件を付し、又</p> |

| | |
|---|--|
| <p>はこれを変更することができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第8条 <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>指定管理者</u>がその使用を不適当であると認めるとき。</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、交流館の管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(特別の設備の設置等)</p> <p>第10条 使用者は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の現状を変更しようとするときは、<u>指定管理者</u>の許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 略</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第11条 <u>指定管理者</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 <u>指定管理者</u>は、交流館の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>(利用料金)</p> <p>第12条 <u>交流館の指定管理者に、交流館の使用に係る料金</u>（以下「<u>利用料金</u>」という。）を<u>指定管理者の収入として収受させる。</u></p> | <p>はこれを変更することができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第8条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、<u>市長</u>がその使用を不適当であると認めるとき。</p> <p>2 <u>市長</u>は、交流館の管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。</p> <p>(特別の設備の設置等)</p> <p>第10条 使用者は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の現状を変更しようとするときは、<u>市長</u>の許可を受けなければならぬ。</p> <p>2 略</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第11条 <u>市長</u>は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2 <u>市長</u>は、交流館の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。</p> <p>(使用料の徴収)</p> <p>第12条 <u>市長は、第7条第1項の許可を受けて使用する施設の使用につき、使用者から、別表に定める使用料を徴収する。</u></p> |
|---|--|

| | |
|--|---|
| <p>2 別表第2に掲げる施設の使用者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。</p> <p>3 市長は、前項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。</p> <p>4 指定管理者は、市長の承認を得て定める基準により、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を選付することができる。</p> | <p>2 使用料は、施設の使用を許可するときに、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その納付すべき期限を別に指定することができる。</p> |
| <p>(入館の制限等)</p> <p>第13条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、交流館への入館を拒絶し、又は交流館からの退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(立入り等)</p> <p>第15条 指定管理者は、交流館の管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な指示をする</p> | <p>(使用料の減免)</p> <p>第12条の2 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、申請により、使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(使用料の不還付)</p> <p>第12条の3 使用料で既に納めたものは、還付しない。ただし、第11条第2項の規定により市長が交流館の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、申請により、その全部又は一部を選付することができる。</p> |
| <p>(入館の制限等)</p> <p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、交流館への入館を拒絶し、又は交流館からの退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(立入り等)</p> <p>第15条 市長は、交流館の管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な指示をする</p> | <p>(入館の制限等)</p> <p>第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、交流館への入館を拒絶し、又は交流館からの退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(立入り等)</p> <p>第15条 市長は、交流館の管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な指示をする</p> |

ことができる。

(原状回復の義務)

第16条 略

- 2 指定管理者は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
- 3 前項の場合において、使用者が指定管理者の指示に従わないときは、指定管理者は、原状回復に必要な費用を使用者から徴収するものとする。

ことができる。

(原状回復の義務)

第16条 略

- 2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。
- 3 前項の場合において、使用者が市長の指示に従わないときは、市長は、原状回復に必要な費用を使用者から徴収するものとする。

(指定管理者による管理)

第18条 市長は、交流館の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に交流館の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に交流館の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1項各号に規定する事業に係る業務
 - (2) 交流館の使用及びその制限に関する業務
 - (3) 交流館の維持管理に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務
- 3 第1項の規定により指定管理者に交流館の管理を行わせる場合において、第5条から第8条まで、第10条第1項、第11条、第13条、第15条並びに第16条第2項及び第3項の規定の適用については、第5条及び第6条中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、

第7条、第8条、第10条第1項、第11条、第13条、第15条並びに第16条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

4 第1項の規定により指定管理者に交流館の管理を行わせる場合においては、第4条の規定は適用しない。

(利用料金)

第19条 前条第1項の規定により指定管理者に交流館の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に交流館の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 第12条から第12条の3までの規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合には、別表に掲げる施設の使用者は、同表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合において、別表の規定の適用については、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

(委任)

第18条 略

附 則

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(指定管理者不在等期間における交流館の管理に関する業務)

2 市長が指定管理者の指定を取り消した場合又は業務の停止を命じた場合は、その時（以下「指定管理者不在等開始時」という。）からその直後に指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が満了する時までの間（以下「指定管理者不在等期間」という。）における第5条、第6条、第7条、第8条、第10条第1項、第11条、第13条、第15条並びに第16条第2項及び第3項の規定の適用については、第5条中「指定管理者が市長の承認を得て」とあるのは「市長が」と、第6条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「市長の承認を得てその時間」とあるのは「その時間」と、第7条、第8条、第10条第1項、第11条、第13条、第15条並びに第16条第2項及び第3項中「指定管理者」とあるのは「市長」とする。

(指定管理者不在等期間の使用料)

3 市長は、指定管理者不在等期間においては、指定管理者不在等開始時の直前の第12条第2項の承認に係る利用料金の額を使用料として、使用者から徴収することができる。

4 前項の使用料は、指定管理者不在等開始時の直前の第12条第4項の基準により減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

別表第1（第6条関係）

| 区分 | 開館時間 |
|----|------|
|----|------|

この条例は、公布の日から起算して10月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

別表（第7条、第12条関係）

| | |
|---|-----|
| 1 | 宿泊室 |
|---|-----|

| | |
|--------------|------------------|
| 宿泊室 | 午後3時から翌日の午前11時まで |
| 宿泊室以外 地上階 | 午前9時から午後10時まで |
| 地下階 | 午後5時から午後12時まで |

| | | |
|----|------|---------|
| 施設 | 単位 | 使用料 |
| 客室 | 1人1泊 | 30,000円 |

備考 食事は、上記料金に含まれない。

2 調理室

| | |
|-----|--------------|
| 施設 | 使用料 |
| 調理室 | 1時間につき1,500円 |

備考 冷暖房を使用する場合は、この表に規定する額の5割に相当する額を加算する。

3 多目的室及びレセプションルーム

| | | |
|-----------|-----------------------------|-------------------|
| 施設 | 使用料 | |
| | 午前9時から午後1時から午後6時から 後零時まで | 午後5時まで 午後10時まで |
| 多目的室 | 4,300円 | 5,800円 |
| レセプションルーム | 4,500円 | 6,000円 |
| | | 6,800円 |

備考 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の5割に相当する額を加算する。

別表第2 (第7条、第12条関係)

(1) 宿泊室

| | | |
|----|------|----------|
| 施設 | 単位 | 利用料金の限度額 |
| 客室 | 1人1泊 | 30,000円 |

備考 上記料金に食事は含まれない。

(2) 宿泊室以外

| | |
|----|----------|
| 施設 | 利用料金の限度額 |
|----|----------|

| | 午前9時から 後零時まで | 午後1時から 後5時まで | 午後6時から 後10時まで |
|-----------|-----------------|-----------------|------------------|
| 多目的室 | 4,300円 | 5,800円 | 6,500円 |
| レセプションルーム | 4,500円 | 6,000円 | 6,800円 |

備考 冷暖房を使用する場合は、この表に規定するそれぞれの額の5割に相当する額を加算する。

第66号議案

豊岡市立玄武洞公園の設置及び管理に関する条例制定について

豊岡市立玄武洞公園の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

豊岡市立玄武洞公園を設置するため。

豊岡市立玄武洞公園の設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 豊岡市都市公園である玄武洞公園のうち玄武洞、青龍洞、白虎洞、北朱雀洞及び南朱雀洞（以下「玄武洞等」という。）を保存し、その景観を住民及び来訪者の観覧の用に供し、並びにその資源を活用した地域活性化を図るため、豊岡市立玄武洞公園（以下「玄武洞公園」という。）を設置する。

(位置)

第2条 玄武洞公園の位置は、豊岡市赤石1347番地とする。

(事業)

第3条 玄武洞公園は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 玄武洞公園の保存及び活用に関すること。
 - (2) 玄武洞公園に関する資料等の展示に関すること。
 - (3) 玄武洞公園の観覧に関すること。
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、玄武洞公園の目的を達成するために必要な事業
- 2 市長は、玄武洞公園を、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、その目的以外の目的のために使用させることができる。

(職員)

第4条 玄武洞公園に、園長その他職員を置く。

(休園日)

第5条 玄武洞公園の休園日は、12月29日から翌年の1月3日までとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、休園日を変更し、又は臨時の休園日を定めることができる。

(開園時間)

第6条 玄武洞公園の開園時間は、午前9時から午後5時までとし、午後4時30分以降は観覧のための入園はできない。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。

(観覧料の徴収)

第7条 市長は、玄武洞等を観覧施設により観覧しようとする者から、別表に定める観覧料を徴収する。

- 2 観覧料は、玄武洞等の観覧を許可するときに、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その納付すべき期限を別に指定することができる。

(観覧料の減免)

第8条 市長は、公益上特に必要があると認められるときは、前条第1項の観覧料を減額し、又は免除することができる。

(観覧料の不還付)

第9条 観覧料で既に納めたものは、還付しない。ただし、次条第2項の規定により市長が玄武洞公園の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、申請により、その全部又は一部を還付することができる。

(入園の制限等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、玄武洞公園への入園を拒絶し、又は玄武洞公園からの退園を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) 建物、器具、備品等（以下「建物等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、玄武洞公園の管理上必要な指示に従わない者

2 市長は、玄武洞公園の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、入園者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(行為の禁止)

第11条 何人も、玄武洞公園内において、玄武洞公園の管理上支障がある行為をしてはならない。

(質問及び指示)

第12条 市長は、玄武洞公園の管理上必要があると認めるときは、入園者に質問をし、又は必要な指示をすることができる。

(損害の賠償等)

第13条 建物等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認められるときは、その賠償額を減額し、又はこれを免除することができる。

(指定管理者による管理)

第14条 市長は、玄武洞公園の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に玄武洞公園の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に玄武洞公園の管理を行わせる場合の業務は、次のとおりとする。

- (1) 第3条第1項各号に規定する事業に係る業務

- (2) 玄武洞公園の入園及びその制限に関する業務
- (3) 玄武洞公園の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に玄武洞公園の管理を行わせる場合において、第5条、第6条、第10条及び第12条の規定の適用については、第5条及び第6条中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第10条及び第12条中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

4 第1項の規定により指定管理者に玄武洞公園の管理を行わせる場合においては、第4条の規定は適用しない。

(利用料金)

第15条 前条第1項の規定により指定管理者に玄武洞公園の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に玄武洞公園の観覧に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 第7条から第9条までの規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合においては、玄武洞公園を観覧しようとする者は、別表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承諾を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合において、別表の規定の適用については、同表中「観覧料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して18月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(豊岡市都市公園条例の一部改正)

2 豊岡市都市公園条例(平成17年豊岡市条例第146号)の一部を次のように改正する。

別表第1中央公園の項の次に次のように加える。

| | |
|-------|---|
| 玄武洞公園 | 豊岡市立玄武洞公園のうち玄武洞、青龍洞、白虎洞、北朱雀洞及び南朱雀洞の観覧施設 |
|-------|---|

別表（第7条関係）

| 観覧料 | | |
|-----|------|-----------------------|
| 区分 | 個人 | 20名以上の団体 (1人1回につき) |
| 大人 | 500円 | 400円 |
| 学生 | 300円 | 240円 |

備考

- 1 「大人」とは、高等学校に就学できる年齢以上の者（学生を除く。）をいう。
- 2 「学生」とは、大学、高等学校及びこれらに準ずる学校の学生及び生徒をいう。

豊岡市立玄武洞公園の設置及び管理に関する条例案要綱

1 設置

豊岡市都市公園である玄武洞公園のうち玄武洞、青龍洞、白虎洞、北朱雀洞及び南朱雀洞（以下「玄武洞等」という。）を保存し、その景観を住民及び来訪者の観覧の用に供し、並びにその資源を活用した地域活性化を図るため、豊岡市立玄武洞公園（以下「玄武洞公園」という。）を設置すること。（第1条関係）

2 位置

玄武洞公園の位置は、豊岡市赤石1347番地とすること。（第2条関係）

3 事業

玄武洞公園の事業は、玄武洞公園の保存及び活用、玄武洞公園に関する資料等の展示並びに公園の観覧に関する事等とすること。（第3条関係）

4 職員

玄武洞公園に、園長その他職員を置くこと。（第4条関係）

5 休園日

玄武洞公園の休園日は、12月29日から翌年の1月3日までとすること。（第5条関係）

6 開園時間

玄武洞公園の開園時間は、午前9時から午後5時までとし、午後4時30分以降は観覧のための入園はできないとすること。（第6条関係）

7 観覧料の徴収

市長は、玄武洞等を観覧施設により観覧しようとする者から、観覧料を徴収すること。（第7条関係）

8 観覧料の減免

市長は、公益上特に必要があると認められるときは、観覧料を減額し、又は免除できること。（第8条関係）

9 観覧料の不還付

観覧料で既に納めたものは、還付しないこと。ただし、市長は玄武洞公園の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとき等は、その全部又は一部を還付することができること。（第9条関係）

10 入園の制限等

市長は、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者等に対し、玄武洞公園への入園を拒絶し、又は玄武洞公園からの退園を命ずることができること。（第10条関係）

11 行為の禁止等

何人も、玄武洞公園内において、玄武洞公園の管理上支障がある行為をしては

ならず、市長は、必要があると認めるときは、入園者に質問をし、又は必要な指示をすることができること。(第11条、第12条関係)

12 損害の賠償等

玄武洞公園内の建物等を汚損等した者は、これを原状に回復し、又は損害を賠償しなければならないこと。(第13条関係)

13 指定管理者による管理

玄武洞公園の管理は、指定管理者に行わせることができ、その業務は、玄武洞公園の入園及びその制限に関する業務等とすること。(第14条関係)

14 利用料金

玄武洞公園の指定管理者に、玄武洞公園の利用料金を指定管理者の収入として收受させることができること。また、玄武洞公園を観覧しようとする者は、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならないこと。(第15条関係)

15 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めること。(第16条関係)

16 附則

(1) この条例は、公布の日から起算して18月を超えない範囲内において規則で定める日から施行すること。(附則第1項関係)

(2) この条例の施行に伴い、豊岡市都市公園条例の一部を改正し、有料公園施設に玄武洞公園のうち豊岡市立玄武洞公園の玄武洞等の観覧施設を加えること。
(附則第2項関係)

豊岡市都市公園条例新旧対照表（附則第2項関係）

| 現行 | | 改正後（案） | |
|------------------|--------|------------------|---|
| 別表第1（第10条関係） | | 別表第1（第10条関係） | |
| 都市公園名 | 有料公園施設 | 都市公園名 | 有料公園施設 |
| 中央公園 | 略 | 中央公園 | 略 |
| 丸山公園 | 略 | 玄武洞公園 | 豊岡市立玄武洞公園のうち玄武洞、青龍洞、白虎洞、北朱雀洞及び南朱雀洞の観覧施設 |
| 竹野中央公園 | 略 | 丸山公園 | 略 |
| 植村直己記念ス ポーツ公園 | 略 | 竹野中央公園 | 略 |
| | | 植村直己記念ス ポーツ公園 | 略 |

第67号議案

豊岡市立道の駅「神鍋高原」の設置及び管理に関する条例制定について

豊岡市立道の駅「神鍋高原」の設置及び管理に関する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

道の駅「神鍋高原」に、神鍋温泉ゆとろぎ及び日高農林漁業体験実習館を統合し、一体的な施設の管理及び利活用を行うため。

豊岡市条例第 号

豊岡市立道の駅「神鍋高原」の設置及び管理に関する条例

豊岡市立道の駅「神鍋高原」の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第134号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 地域資源を活用し、住民及び来訪者の交流の用に供するとともに、休憩及び温浴の場を提供し、もって地域の活性化に資するため、道の駅「神鍋高原」（以下「道の駅」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 道の駅の施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

| 名称 | 位置 |
|----------|------------------|
| 道の駅本館 | 豊岡市日高町栗栖野59番地の13 |
| 道の駅実習館 | |
| 神鍋温泉ゆとろぎ | |

（事業）

第3条 道の駅は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 住民及び来訪者の交流の促進に関すること。
- (2) 休憩施設及び温浴施設の提供に関すること。
- (3) 道路、観光及び地域の情報の発信に関すること。
- (4) 地域の農林水産物、特産品等の販売及び飲食に関すること。
- (5) 郷土伝統工芸、農林水産業等の実習体験に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、道の駅の目的を達成するために必要な事業

2 市長は、道の駅の施設を、前項の事業の実施に支障のない限りにおいて、その目的以外の目的のために使用させることができる。

（職員）

第4条 道の駅に、館長その他職員を置く。

（休館日）

第5条 市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を定めることができる。

（開館時間）

第6条 道の駅の開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、その時間を変更することができる。

| 施設 | 開館時間 |
|----|------|
|----|------|

| | |
|----------|---------------|
| 道の駅本館 | 午前9時から午後7時まで |
| 道の駅実習館 | 午前9時から午後9時まで |
| 神鍋温泉ゆとろぎ | 午前11時から午後9時まで |

(使用の許可)

第7条 別表に掲げる施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可に道の駅の管理上必要な条件を付し、又はこれを変更することができる。

(許可の基準)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可をしてはならない。

- (1) 道の駅の使用が公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 道の駅の使用が建物、器具、備品等（以下「建物等」という。）を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがあると認めるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらの構成員が使用すると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長がその使用を不適當であると認めるとき。

2 市長は、道の駅の管理上又は公益上支障があると認めるときは、前条第1項の許可をしないことができる。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 第7条第1項の規定により道の駅の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(特別の設備の設置等)

第10条 使用者は、特別の設備若しくは器具を設置し、若しくは使用し、又は施設の現状を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 第7条第2項及び第8条の規定は、前項の許可について準用する。

(許可の取消し等)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消し、又は施設の使用の制限をし、若しくは使用の停止を命ずることができる。

- (1) 使用者が、この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。
- (2) 使用者が、許可された使用目的以外の目的に施設を使用したとき。
- (3) 使用者が、許可に付した条件に違反したとき。
- (4) 使用者が、詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。

(5) 第8条第1項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 市長は、道の駅の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたときは、使用者に対し、前項に規定する処分をすることができる。

(使用料の徴収)

第12条 市長は、第7条第1項の許可を受けてする施設の使用につき、使用者から、別表に定める使用料を徴収する。

2 使用料は、施設の使用を許可するときに、一括して徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その納付すべき期限を別に指定することができる。

(使用料の減免)

第13条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、申請により、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第14条 使用料で既に納めたものは、還付しない。ただし、第11条第2項の規定により市長が道の駅の管理上又は公益上やむを得ない必要が生じたとして同条第1項に規定する処分をしたとき、その他市長が特別の理由があると認めるときは、申請により、その全部又は一部を還付することができる。

(入館の制限等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、道の駅の施設への入館を拒絶し、又は道の駅からの退館を命ずることができる。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑になるおそれがある物品若しくは動物の類を携帯する者
- (3) 建物等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれがある者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、道の駅の管理上必要な指示に従わない者

(行為の禁止)

第16条 何人も、道の駅内において、道の駅の管理上支障がある行為をしてはならない。

(立入り等)

第17条 市長は、道の駅の管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な事項を指示することができる。

(原状回復の義務)

第18条 使用者は、施設の使用を終了したとき、又は第7条第1項の許可を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 市長は、使用者が前項の義務を履行しないときは、その原状回復に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

3 前項の場合において、使用者が市長の指示に従わないときは、市長は、原状回復に必要な費用を使用者から徴収するものとする。

(損害の賠償等)

第19条 道の駅の建物等を汚損し、損傷し、又は滅失させた者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、市長は、特別の事情があると認めるときは、その賠償額を減額し、又はこれを免除することができる。

(指定管理者による管理)

第20条 市長は、道の駅の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に道の駅の管理を行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に道の駅の管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 第3条第1項各号に掲げる事業に係る業務
- (2) 道の駅の使用及びその制限に関する業務
- (3) 道の駅の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 第1項の規定により指定管理者に道の駅の管理を行わせる場合において、第5条から第8条まで、第10条第1項、第11条、第15条、第17条並びに第18条第2項及び第3項の規定の適用については、第5条及び第6条中「市長は、特に必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、特に必要があると認めるときは市長の承認を得て」と、第7条、第8条、第10条第1項、第11条、第15条、第17条並びに第18条第2項及び第3項中「市長」とあるのは「指定管理者」とする。

4 第1項の規定により指定管理者に道の駅の管理を行わせる場合においては、第4条の規定は適用しない。

(利用料金)

第21条 前条第1項の規定により指定管理者に道の駅の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に道の駅の使用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者の収入として收受させることができる。

2 第12条から第14条までの規定にかかわらず、前項の規定により利用料金を指定管理者に收受させる場合においては、別表の施設の使用者は、当該表に定める額の範囲内においてあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に支払わなければならない。この場合において、指定管理者は、規則で定める場合のほか、市長の承認を得て定める基準に基づき、利用料金を減額し、若しくは免除し、又はその全部若しくは一部を還付することができる。

3 第1項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合において、別表の規定の適用については、同表中「使用料」とあるのは、「利用料金の限度額」とする。

4 市長は、第2項の承認をしたときは、その旨及び当該利用料金の額を告示するものとする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(豊岡市立日高農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の廃止)

2 豊岡市立日高農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例（平成17年豊岡市条例第117号）は、廃止する。

(豊岡市立神鍋温泉ゆとろぎの設置及び管理に関する条例の廃止)

3 豊岡市立神鍋温泉ゆとろぎの設置及び管理に関する条例（平成25年豊岡市条例第33号）は、廃止する。

(経過措置)

4 この条例の施行前に附則第2項の規定による廃止前の豊岡市立日高農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第7条、第12条関係）

| 施設 | | 使用区分 | | 使用料 |
|----------|-----------|--------|------|--------|
| 道の駅実習館 | 地域資源活用研修室 | 1時間当たり | | 1,100円 |
| | 地域文化交流室 | 1時間当たり | | 1,100円 |
| 神鍋温泉ゆとろぎ | | 大人 | 1人1回 | 800円 |
| | | 子ども | 1人1回 | 500円 |

備考

1 「大人」とは、中学校に就学する年齢以上の者をいう。

2 「子ども」とは、3歳以上で大人以外の者をいう。

豊岡市立道の駅「神鍋高原」の設置及び管理に関する条例案要綱

1 設置

地域資源を活用し、住民及び来訪者の交流の用に供するとともに、休憩及び温浴の場を提供し、もって地域の活性化に資するため、道の駅「神鍋高原」(以下「道の駅」という。)を設置すること。(第1条関係)

2 名称及び位置

道の駅の施設の名称は、本館、実習館及び神鍋温泉ゆとろぎとし、位置は、豊岡市日高町栗栖野59番地の13とすること。(第2条関係)

3 事業

道の駅の事業は、住民及び来訪者の交流の促進、休憩施設及び温浴施設の提供、道路、観光及び地域の情報の発信等に関すること。(第3条関係)

4 職員

館長その他職員を置くこと。(第4条関係)

5 休館日

市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を定めること。(第5条関係)

6 開館時間

道の駅の開館時間は、道の駅本館は午前9時から午後7時まで、道の駅実習館は午前9時から午後9時まで、神鍋温泉ゆとろぎは午前11時から午後9時までとすること。(第6条関係)

7 使用の許可

道の駅の施設を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならないこと。(第7条関係)

8 許可の基準

市長は、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき等は、使用の許可をしてはならないこと。(第8条関係)

9 使用権の譲渡等の禁止

道の駅の使用の許可を受けた者は、その権利を譲渡し、又は転貸してはならないこと。(第9条関係)

10 特別の設備の設置等

使用者は、道の駅に特別の設備や器具を設置しようとするとき等は、市長の許可を受けなければならないこと。(第10条関係)

11 許可の取消し等

市長は、使用者が条例に違反したとき等においては、許可の取消し等ができること。(第11条関係)

12 使用料の徴収

市長は、道の駅の利用者から使用料を徴収すること。(第12条、別表関係)

13 使用料の減免

市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができること。(第13条関係)

14 使用料の不還付

道の駅の管理上又は公益上やむを得ない必要等が生じたとき以外は、既に納めた使用料は還付しないこと。(第14条関係)

15 入館の制限等

市長は、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがある者等に対し、道の駅への入館を拒絶し、又は退館を命ずることができること。(第15条関係)

16 行為の禁止

何人も、道の駅で管理上支障がある行為をしてはならないこと。(第16条関係)

17 立入り等

市長は、道の駅の管理上必要があると認めるときは、許可をした場所に立ち入り、関係者に質問をし、又は必要な指示をすることができること。(第17条関係)

18 原状回復の義務

利用者は、道の駅の施設の使用を終了したとき、又は許可を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならないこと。(第18条関係)

19 損害の賠償等

道の駅の建物等を汚損等させた者は、原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならないこと。(第19条関係)

20 指定管理者による管理

市長は、道の駅の管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者に道の駅の管理を行わせることができることとし、その際に必要な規定の読替え等について定めること。(第20条関係)

21 利用料金

指定管理者に道の駅の管理を行わせる場合において、市長が適当と認めるときは、指定管理者に道の駅の使用に係る料金を指定管理者の収入として収受させることができることとし、その際に必要な規定の読替え等について定めること。(第21条関係)

22 委任

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めること。(第22条関係)

23 附則

- (1) この条例は、令和4年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 豊岡市立日高農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例(平成17年豊

岡市条例第117号)は、廃止すること。(附則第2項関係)

(3) 豊岡市立神鍋温泉ゆとろぎの設置及び管理に関する条例(平成25年豊岡市条例第33号)は、廃止すること。(附則第3項関係)

(4) この条例の施行前に附則第2項の規定による廃止前の豊岡市立日高農林漁業体験実習館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなすこと。(附則第4項関係)

第68号議案

高橋財産区伐採交付金等の交付に関する条例の一部を改正する条例制定について

高橋財産区伐採交付金等の交付に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月4日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

(理由)

定義の公社造林について、「公益社団法人兵庫みどり公社」を「公益社団法人ひょうご農林機構」に改めるため。

豊岡市条例第 号

高橋財産区伐採交付金等の交付に関する条例の一部を改正する条例

高橋財産区伐採交付金等の交付に関する条例（平成17年豊岡市条例第208号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「公益社団法人兵庫みどり公社」を「公益社団法人ひょうご農林機構」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高橋財産区伐採交付金等の交付に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の内容

定義の公社造林について、「公益社団法人兵庫みどり公社」を「公益社団法人ひょうご農林機構」に改めること。(第2条関係)

2 附則

この条例は、公布の日から施行すること。

高橋財産区伐採交付金等の交付に関する条例新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|---|
| <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 公社造林 財産区が<u>公益社団法人兵庫みどり公社</u>と分収契約を締結した山林</p> <p>(7) 略</p> | <p>(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 公社造林 財産区が<u>公益社団法人ひょうご農林機構</u>と分収契約を締結した山林</p> <p>(7) 略</p> |

令和 3 年度豊岡市一般会計補正予算（第 7 号）

令和 3 年度豊岡市の一般会計補正予算（第 7 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 180,088 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49,040,898 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 2 表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表地方債補正」による。

令和 3 年 6 月 4 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|----------|------------|---------|------------|
| 16. 国庫支出金 | | 5,357,339 | 40,220 | 5,397,559 |
| | 2. 国庫補助金 | 2,666,719 | 40,220 | 2,706,939 |
| 17. 県支出金 | | 3,137,398 | 24,122 | 3,161,520 |
| | 2. 県補助金 | 1,215,214 | 23,602 | 1,238,816 |
| | 3. 委託金 | 292,226 | 520 | 292,746 |
| 20. 繰入金 | | 3,712,327 | 106,000 | 3,818,327 |
| | 2. 基金繰入金 | 3,650,194 | 106,000 | 3,756,194 |
| 22. 諸収入 | | 1,599,468 | 6,646 | 1,606,114 |
| | 5. 雑収入 | 1,012,024 | 6,646 | 1,018,670 |
| 23. 市債 | | 4,910,900 | 3,100 | 4,914,000 |
| | 1. 市債 | 4,910,900 | 3,100 | 4,914,000 |
| 歳入合計 | | 48,860,810 | 180,088 | 49,040,898 |

歳 出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|----------------|------------------|------------|---------|------------|
| 2. 総 務 費 | | 7,770,558 | 91,770 | 7,862,328 |
| | 1. 総 務 管 理 費 | 6,922,603 | 91,770 | 7,014,373 |
| 3. 民 生 費 | | 13,126,929 | 7,990 | 13,134,919 |
| | 3. 児 童 福 祉 費 | 5,078,520 | 7,990 | 5,086,510 |
| 4. 衛 生 費 | | 4,666,209 | 28,853 | 4,695,062 |
| | 1. 保 健 衛 生 費 | 4,140,674 | 28,853 | 4,169,527 |
| 6. 農 林 水 産 業 費 | | 1,702,747 | 17,994 | 1,720,741 |
| | 1. 農 業 費 | 1,406,371 | 17,720 | 1,424,091 |
| | 3. 水 産 業 費 | 64,504 | 274 | 64,778 |
| 8. 土 木 費 | | 5,679,637 | 54,571 | 5,734,208 |
| | 1. 土 木 管 理 費 | 691,523 | 38,800 | 730,323 |
| | 2. 道 路 橋 り ょ う 費 | 1,723,170 | 15,771 | 1,738,941 |
| 9. 消 防 費 | | 2,309,121 | 1,302 | 2,310,423 |
| | 1. 消 防 費 | 2,309,121 | 1,302 | 2,310,423 |
| 10. 教 育 費 | | 4,342,862 | △22,392 | 4,320,470 |
| | 1. 教 育 総 務 費 | 960,691 | 1,360 | 962,051 |
| | 2. 小 学 校 費 | 726,351 | 30,088 | 756,439 |
| | 3. 中 学 校 費 | 357,688 | 8,360 | 366,048 |
| | 6. 保 健 体 育 費 | 1,161,127 | △62,200 | 1,098,927 |
| 歳 出 合 計 | | 48,860,810 | 180,088 | 49,040,898 |

第 2 表 債務負担行為補正

追 加

(単位 千円)

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-------------------------------|---------------------|-----------|
| 美しい村づくり資金利子補給事業 (令和3年度事業分) | 令和4年度から 令和10年度まで | 1,427 |
| 豊かな海づくり資金利子補給事業 (令和3年度事業分) | 令和4年度から 令和10年度まで | 2,308 |
| 学校給食センター調理等業務 | 令和4年度から 令和8年度まで | 1,237,600 |
| 日高東部健康福祉センター 指 定 管 理 料 | 令和4年度から 令和8年度まで | 149,590 |
| 竹野多目的屋内運動広場指定管理料 | 令和4年度から 令和8年度まで | 750 |
| 玄武洞公園指定管理料 | 令和4年度から 令和6年度まで | 60,600 |
| 道の駅「神鍋高原」指定管理料 | 令和4年度から 令和8年度まで | 17,050 |
| 竹野海洋センター指定管理料 | 令和4年度から 令和8年度まで | 61,000 |
| 豊岡市民体育館指定管理料 | 令和4年度から 令和8年度まで | 13,000 |
| 豊岡総合体育館指定管理料 | 令和4年度から 令和8年度まで | 45,000 |
| 日高文化体育館指定管理料 | 令和4年度から 令和8年度まで | 75,000 |
| 但東中央体育館指定管理料 | 令和4年度から 令和8年度まで | 5,500 |
| 豊岡市民グラウンド指定管理料 | 令和4年度から 令和8年度まで | 28,500 |
| こうのとりのスタジアム指定管理料 | 令和4年度から 令和8年度まで | 31,500 |
| 竹野中央公園指定管理料 | 令和4年度から 令和8年度まで | 11,500 |
| 植村直己記念スポーツ公園 指 定 管 理 料 | 令和4年度から 令和8年度まで | 49,000 |
| 但東スポーツ公園指定管理料 | 令和4年度から 令和8年度まで | 19,000 |
| 計 | | 1,808,325 |

変 更

(単位 千円)

| 事 項 | 期 間 | | 限 度 額 | |
|----------------------------|--------------------|-------|--------|--------|
| | 補 正 前 | 補 正 後 | 補 正 前 | 補 正 後 |
| 高機能消防指令センター 保 守 点 検 業 務 | 令和4年度から 令和8年度まで | 同 左 | 68,200 | 61,160 |
| 計 | | | 68,200 | 61,160 |

第 3 表 地方債補正

変 更

(単位 千円)

| 起 債 の 目 的 | 限 度 額 | |
|----------------------------------|-------------|-------------|
| | 補 正 前 | 補 正 後 |
| 土 地 改 良 事 業 費 | 81,300 | 83,000 |
| 〔 ふ る さ と 農 道 〕 | 〔 0 〕 | 〔 1,700 〕 |
| 土 木 管 理 事 業 費 | 11,300 | 50,100 |
| 〔 宮 島 排 水 ポ ン プ 〕 | 〔 0 〕 | 〔 38,800 〕 |
| 道 路 整 備 事 業 費 | 201,700 | 196,600 |
| 〔 風 早 線 〕 | 〔 15,000 〕 | 〔 9,900 〕 |
| 橋 り よ う 整 備 事 業 費 | 326,600 | 330,500 |
| 〔 枋 江 橋 〕 | 〔 93,000 〕 | 〔 94,000 〕 |
| 〔 橋 り よ う 長 寿 命 化 事 業 〕 | 〔 127,200 〕 | 〔 130,100 〕 |
| 保 健 体 育 施 設 整 備 事 業 費 | 79,600 | 44,000 |
| 〔 日 高 小 学 校 夜 間 照 明 〕 | 〔 19,200 〕 | 〔 15,600 〕 |
| 〔 出 石 海 洋 セ ン タ ー 〕 | 〔 32,000 〕 | 〔 0 〕 |
| 過 疎 対 策 事 業 費 (過疎地域自立促進特別事業分) | 145,100 | 144,500 |
| 計 | 4,910,900 | 4,914,000 |

令和 3 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計
補 正 予 算 (第 7 号) に 関 する 説 明 書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|------------|---------|------------|
| 16. 国庫支出金 | 5,357,339 | 40,220 | 5,397,559 |
| 17. 県支出金 | 3,137,398 | 24,122 | 3,161,520 |
| 20. 繰入金 | 3,712,327 | 106,000 | 3,818,327 |
| 22. 諸収入 | 1,599,468 | 6,646 | 1,606,114 |
| 23. 市債 | 4,910,900 | 3,100 | 4,914,000 |
| 歳入合計 | 48,860,810 | 180,088 | 49,040,898 |

(歳 出)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|------------|---------|------------|
| 2. 総務費 | 7,770,558 | 91,770 | 7,862,328 |
| 3. 民生費 | 13,126,929 | 7,990 | 13,134,919 |
| 4. 衛生費 | 4,666,209 | 28,853 | 4,695,062 |
| 6. 農林水産業費 | 1,702,747 | 17,994 | 1,720,741 |
| 7. 商工費 | 1,880,698 | 0 | 1,880,698 |
| 8. 土木費 | 5,679,637 | 54,571 | 5,734,208 |
| 9. 消防費 | 2,309,121 | 1,302 | 2,310,423 |
| 10. 教育費 | 4,342,862 | △22,392 | 4,320,470 |
| 歳出合計 | 48,860,810 | 180,088 | 49,040,898 |

(単位 千円)

| 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|-----------------|---------|---------|---------|
| 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| 国 県 支 出 金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 8,499 | △600 | 2,348 | 81,523 |
| △2,192 | | | 10,182 |
| 5,250 | | 28,698 | △5,095 |
| 13,166 | 1,700 | | 3,128 |
| 21,600 | | | △21,600 |
| 1,914 | 37,600 | | 15,057 |
| | | | 1,302 |
| 16,105 | △35,600 | △24,400 | 21,503 |
| 64,342 | 3,100 | 6,646 | 106,000 |

2. 歳入

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------------|-----------|--------|-----------|
| 1. 総務費国庫補助金 | 54,443 | 2,419 | 56,862 |
| 2. 民生費国庫補助金 | 1,288,783 | △5,708 | 1,283,075 |
| 6. 土木費国庫補助金 | 486,573 | 1,914 | 488,487 |
| 8. 教育費国庫補助金 | 118,524 | 14,745 | 133,269 |
| 21. 地方創生臨時交付金 | 466,258 | 26,850 | 493,108 |
| 計 | 2,666,719 | 40,220 | 2,706,939 |

(款) 17. 県支出金

(項) 2. 県補助金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------------|-----------|--------|-----------|
| 1. 総務費県補助金 | 23,786 | 6,080 | 29,866 |
| 2. 民生費県補助金 | 344,355 | 3,516 | 347,871 |
| 5. 農林水産業費県補助金 | 719,666 | 13,166 | 732,832 |
| 9. 教育費県補助金 | 66,299 | 840 | 67,139 |
| 計 | 1,215,214 | 23,602 | 1,238,816 |

(款) 17. 県支出金

(項) 3. 委託金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|---------|-----|---------|
| 7. 教育費委託金 | 9,738 | 520 | 10,258 |
| 計 | 292,226 | 520 | 292,746 |

(単位 千円)

| 節 | | 金額 | 説明 |
|----|------------|--------|---|
| 区分 | | | |
| 1. | 総務管理費補助金 | 2,419 | 文化芸術振興費補助金 2,419 |
| 3. | 児童福祉費補助金 | △5,708 | 延長保育事業費補助金 1,516 一時預かり事業費補助金 2,000 保育環境改善等事業費補助金 △9,224 |
| 1. | 道路橋りょう費補助金 | 1,914 | 防災・安全交付金 7,708 道路新設改良事業費 5,008 交通安全施設整備事業費 2,700 道路メンテナンス事業費補助金 △5,794 橋りょう新設改良事業費 △1,082 橋りょう長寿命化事業費 △4,712 |
| 1. | 教育総務費補助金 | 14,745 | 学校保健特別対策事業費補助金 14,745 |
| 1. | 地方創生臨時交付金 | 26,850 | 地方創生臨時交付金 26,850 |
| | | | |

(単位 千円)

| 節 | | 金額 | 説明 |
|----|----------|--------|---|
| 区分 | | | |
| 1. | 総務管理費補助金 | 6,080 | 地域再生大作戦事業費補助金 6,080 |
| 3. | 児童福祉費補助金 | 3,516 | 延長保育促進事業費補助金 1,516 一時預かり事業費補助金 2,000 |
| 1. | 農業費補助金 | 13,166 | 法人化促進総合対策事業費補助金 8,056 農地整備事業費補助金 5,110 |
| 1. | 教育総務費補助金 | 840 | スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金 840 |
| | | | |

(単位 千円)

| 節 | | 金額 | 説明 |
|----|----------|-----|--|
| 区分 | | | |
| 1. | 教育総務費委託金 | 520 | 道徳教育実践研究事業委託金 400 学習評価を通じた授業改善研究事業委託金 120 |
| | | | |

(款) 20. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------------|-----------|---------|-----------|
| 1. 財政調整基金繰入金 | 2,506,164 | 106,000 | 2,612,164 |
| 計 | 3,650,194 | 106,000 | 3,756,194 |

(款) 22. 諸収入

(項) 5. 雑入

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-------|-----------|-------|-----------|
| 6. 雑入 | 1,011,188 | 6,646 | 1,017,834 |
| 計 | 1,012,024 | 6,646 | 1,018,670 |

(款) 23. 市債

(項) 1. 市債

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------------------------|-----------|---------|-----------|
| 6. 農林水産業債 | 104,400 | 1,700 | 106,100 |
| 8. 土木債 | 1,204,200 | 37,600 | 1,241,800 |
| 10. 教育債 | 415,800 | △35,600 | 380,200 |
| 15. 過疎対策事業債(過疎地域自立促進特別事業分) | 145,100 | △600 | 144,500 |
| 計 | 4,910,900 | 3,100 | 4,914,000 |

(単位 千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|--------------|---------|-----------|---------|
| 区 分 | 金 額 | | |
| 1. 財政調整基金繰入金 | 106,000 | 財政調整基金繰入金 | 106,000 |
| | | | |

(単位 千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|--------|-------|---|--|
| 区 分 | 金 額 | | |
| 3. 雑 入 | 6,646 | 事業助成金 スポーツ振興くじ助成金 移住・定住・交流推進支援事業助成金 B&G財団修繕助成金 返納金 新規就農総合支援事業費補助金返納金 保険金 障害補償金 | △22,400 5,000 2,000 △29,400 348 348 28,698 28,698 |
| | | | |

(単位 千円)

| 節 | | 説 | 明 |
|----------------------------|---------|--|---|
| 区 分 | 金 額 | | |
| 1. 農 業 債 | 1,700 | 土地改良事業債 ふるさと農道 | 1,700 1,700 |
| 1. 土 木 管 理 債 | 38,800 | 土木管理事業債 宮島排水ポンプ | 38,800 38,800 |
| 2. 道 路 橋 り ょ う 債 | △1,200 | 道路整備事業債 風早線 橋りょう整備事業債 栃江橋 橋りょう長寿命化事業 | △5,100 △5,100 3,900 1,000 2,900 |
| 6. 保 健 体 育 債 | △35,600 | 保健体育施設整備事業債 日高小学校夜間照明 出石海洋センター | △35,600 △3,600 △32,000 |
| 1. 過疎対策事業債 (過疎地域自立促進特別事業分) | △600 | 過疎対策事業債 (過疎地域自立促進特別事業分) | △600 |
| | | | |

3 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|-----------------------------|-----------|--------|-----------|-----------------|-------|-------|--------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 1. 一 般 管 理 費 | 2,061,247 | 5,985 | 2,067,232 | | | | 5,985 |
| 5. 財 産 管 理 費 | 634,939 | 67,518 | 702,457 | | | | 67,518 |
| 9. 環 境 政 策 推 進 費 | 111,642 | 520 | 112,162 | | | 1,000 | △480 |
| 11. 情 報 管 理 費 | 208,046 | 1,021 | 209,067 | | | | 1,021 |
| 14. 竹 野 振 興 局 費 | 41,523 | △600 | 40,923 | | △600 | | |
| 32. 地 域 コ ミ ュ ニ ティ 推 進 費 | 388,670 | 6,436 | 395,106 | 6,080 | | | 356 |
| 34. 地 方 創 生 推 進 事 業 費 | 1,957,856 | 10,890 | 1,968,746 | 2,419 | | 1,348 | 7,123 |

一般会計

(単位 千円)

| 節 | | 金額 | 説明 | |
|-----------------|--|--------|--------------------------|--------|
| 区分 | | | | |
| 1. 報酬 | | 45 | 人件費 | 45 |
| 12. 委託料 | | 5,940 | 委員報酬 | 45 |
| | | | 情報公開・個人情報保護審査会委員 | 45 |
| | | | 人事給与費【人事課】 | 5,940 |
| | | | 業務委託料 | 5,940 |
| | | | 人事アドバイザー業務 | |
| 11. 役務費 | | 3,100 | 土地管理費【財政課】 | 7,518 |
| | | | 手数料 | 3,100 |
| 12. 委託料 | | 4,418 | 業務委託料 | 4,418 |
| | | | 市有地測量業務 | |
| 21. 補償、補填及び賠償金 | | 60,000 | 財産管理費【財政課】 | 60,000 |
| | | | 補償金 | 60,000 |
| | | | 指定管理者支援金 | 60,000 |
| 10. 需用費 | | 70 | エコハウス管理費【環境経済課】 | 520 |
| | | | 消耗品費 | 20 |
| 17. 備品購入費 | | 450 | 修繕料 | 50 |
| | | | 事業用備品 | 450 |
| 13. 使用料及び賃借料 | | 1,021 | 行政情報化推進事業費【情報推進課】 | 1,021 |
| | | | クラウド使用料 | 1,021 |
| 18. 負担金、補助及び交付金 | | △600 | 竹野振興局プロジェクト事業費【竹野地域振興課】 | △600 |
| | | | 補助金 | △600 |
| | | | 北前まつり事業費 | △600 |
| 7. 報償費 | | 270 | 地域コミュニティ推進事業費【コミュニティ政策課】 | 6,436 |
| 8. 旅費 | | 52 | 報償金 | 270 |
| | | | 普通旅費 | 52 |
| 10. 需用費 | | 134 | 消耗品費 | 71 |
| | | | 印刷製本費 | 18 |
| 11. 役務費 | | 399 | 修繕料 | 45 |
| | | | 通信運搬費 | 399 |
| 12. 委託料 | | 5,581 | 業務委託料 | 5,581 |
| | | | 調査票入力等業務 | |
| 7. 報償費 | | 600 | I ターン推進事業費【環境経済課】 | 1,000 |
| | | | 報償金 | 600 |
| 10. 需用費 | | 120 | 会場借上料 | 20 |
| | | | 自動車借上料 | 380 |
| 11. 役務費 | | 92 | 観光事業費【大交流課】 | 310 |
| | | | 修繕料 | 120 |
| 12. 委託料 | | 3,079 | 通信運搬費 | 48 |
| | | | 機器借上料 | 64 |
| 13. 使用料及び賃借料 | | 464 | 事業用備品 | 78 |
| | | | 観光まちづくり推進事業費【大交流課】 | 5,600 |
| 17. 備品購入費 | | 587 | 負担金 | 5,600 |
| | | | 企業人派遣 | 5,600 |
| 18. 負担金、補助及び交付金 | | 5,600 | 新規就農総合支援事業費【農林水産課】 | 348 |
| | | | 国県負担金等精算返納金 | 348 |
| | | | 県補助金返納金 | 348 |

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|-------------|-----------|--------|-----------|----------|------|-------|--------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| (地方創生推進事業費) | | | | | | | |
| 計 | 6,922,603 | 91,770 | 7,014,373 | 8,499 | △600 | 2,348 | 81,523 |

(款) 3. 民生費

(項) 3. 児童福祉費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|------------|-----------|-------|-----------|----------|-----|-----|--------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1. 児童福祉総務費 | 1,776,207 | 840 | 1,777,047 | | | | 840 |
| 4. 私立保育所費 | 2,368,025 | 7,150 | 2,375,175 | △2,192 | | | 9,342 |
| 計 | 5,078,520 | 7,990 | 5,086,510 | △2,192 | | | 10,182 |

(款) 4. 衛生費

(項) 1. 保健衛生費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|---------|-----------|--------|-----------|----------|-----|--------|--------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 3. 予防費 | 237,074 | 28,698 | 265,772 | 5,250 | | 28,698 | △5,250 |
| 9. 診療所費 | 87,753 | 155 | 87,908 | | | | 155 |
| 計 | 4,140,674 | 28,853 | 4,169,527 | 5,250 | | 28,698 | △5,095 |

(単位 千円)

| 節 | | 金額 | 説明 | |
|----------------|--|-----|------------------|-------|
| 区分 | | | | |
| 22. 償還金、利子及び割引 | | 348 | 文化観光推進事業費 【大交流課】 | 3,632 |
| | | | 手数料 | 44 |
| | | | 業務委託料 | 3,079 |
| | | | 映像制作業務 | |
| | | | 事業用備品 | 509 |
| | | | | |

(単位 千円)

| 節 | | 金額 | 説明 | |
|-----------------|--|-------|--------------------------|--------|
| 区分 | | | | |
| 22. 償還金、利子及び割引 | | 840 | 児童福祉総務費 【こども育成課】 | 840 |
| | | | 国県負担金等精算返納金 | 840 |
| | | | 国庫負担金精算返納金 | 840 |
| 18. 負担金、補助及び交付金 | | 7,150 | 子ども子育て支援交付金等事業費 【こども育成課】 | 7,150 |
| | | | 補助金 | 7,150 |
| | | | 延長保育促進事業費 | 4,550 |
| | | | 一時保育促進事業費 | 6,000 |
| | | | 保育環境改善等事業費 | △3,400 |
| | | | | |

(単位 千円)

| 節 | | 金額 | 説明 | |
|----------------|--|--------|----------------------|--------|
| 区分 | | | | |
| 21. 補償、補填及び賠償金 | | 28,698 | 予防接種事業費 【健康増進課】 | 28,698 |
| | | | 補償金 | 28,698 |
| | | | 障害補償金 | 28,698 |
| 27. 繰出金 | | 155 | 診療所事業特別会計繰出金 【健康増進課】 | 155 |
| | | | 診療所事業特別会計繰出金 | 155 |
| | | | | |

(款) 6. 農林水産業費

(項) 1. 農業費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|----------|-----------|--------|-----------|----------|-------|-----|-------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 3. 農業振興費 | 671,987 | 10,720 | 682,707 | 8,056 | | | 2,664 |
| 5. 農地費 | 494,088 | 7,000 | 501,088 | 5,110 | 1,700 | | 190 |
| 計 | 1,406,371 | 17,720 | 1,424,091 | 13,166 | 1,700 | | 2,854 |

(款) 6. 農林水産業費

(項) 3. 水産業費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|-----------|--------|-----|--------|----------|-----|-----|------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 2. 水産業振興費 | 46,582 | 274 | 46,856 | | | | 274 |
| 計 | 64,504 | 274 | 64,778 | | | | 274 |

(款) 7. 商工費

(項) 1. 商工費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|----------|-----------|-----|-----------|----------|-----|-----|---------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 2. 商工振興費 | 1,175,839 | 0 | 1,175,839 | 21,600 | | | △21,600 |
| 計 | 1,880,698 | 0 | 1,880,698 | 21,600 | | | △21,600 |

(単位 千円)

| 節 | | 説明 |
|---------------------|--------|---|
| 区分 | 金額 | |
| 18. 負担金、補助及び 交付金 | 10,720 | 農業振興事業費 【農林水産課】 136 利子補給金 136 美しい村づくり資金 136 法人化・高度化促進施設整備事業費 【農林水産課】 10,584 補助金 10,584 法人化促進総合対策事業費 10,584 |
| 14. 工事請負費 | 7,000 | 農業用施設管理費 【農林水産課】 7,000 防災対策工事 7,000 赤崎法面対策 |
| | | |

(単位 千円)

| 節 | | 説明 |
|---------------------|-----|--|
| 区分 | 金額 | |
| 18. 負担金、補助及び 交付金 | 274 | 水産業振興事業費 【農林水産課】 274 利子補給金 274 漁業近代化資金 274 |
| | | |

(単位 千円)

| 節 | | 説明 |
|----|----|------|
| 区分 | 金額 | |
| | | 財源更正 |
| | | |

(款) 8. 土木費

(項) 1. 土木管理費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|-------------|---------|--------|---------|----------|--------|-----|------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 4. 排水機樋門管理費 | 56,767 | 38,800 | 95,567 | | 38,800 | | |
| 計 | 691,523 | 38,800 | 730,323 | | 38,800 | | |

(款) 8. 土木費

(項) 2. 道路橋りょう費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|--------------|-----------|--------|-----------|----------|--------|-----|--------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 3. 道路新設改良費 | 151,188 | 0 | 151,188 | 5,008 | △5,100 | | 92 |
| 4. 雪害対策費 | 271,299 | 9,835 | 281,134 | | | | 9,835 |
| 5. 橋りょう維持費 | 352,099 | 0 | 352,099 | △4,712 | 2,900 | | 1,812 |
| 6. 橋りょう新設改良費 | 363,000 | 0 | 363,000 | △1,082 | 1,000 | | 82 |
| 7. 交通安全施設整備費 | 50,500 | 5,936 | 56,436 | 2,700 | | | 3,236 |
| 計 | 1,723,170 | 15,771 | 1,738,941 | 1,914 | △1,200 | | 15,057 |

(款) 9. 消防費

(項) 1. 消防費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|----------|-----------|-------|-----------|----------|-----|-----|-------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 5. 災害対策費 | 66,917 | 1,302 | 68,219 | | | | 1,302 |
| 計 | 2,309,121 | 1,302 | 2,310,423 | | | | 1,302 |

一般会計

(単位 千円)

| 節 | | 説明 |
|-----------|--------|--|
| 区分 | 金額 | |
| 14. 工事請負費 | 38,800 | 排水機樋門管理費 【建設課】 38,800 補修工事費 38,800 宮島排水ポンプ |
| | | |

(単位 千円)

| 節 | | 説明 |
|-----------|--------|--|
| 区分 | 金額 | |
| | | 財源更正 |
| 10. 需用費 | 9,835 | 雪害対策事業費 【建設課】 9,835 修繕料 9,835 |
| 12. 委託料 | 2,504 | 橋りょう長寿命化事業費 【建設課】 0 投資委託料 2,504 |
| 14. 工事請負費 | △2,504 | 詳細設計 補修工事費 △2,504 橋りょう等 |
| | | 財源更正 |
| 14. 工事請負費 | 5,936 | 交通安全施設整備事業費 【建設課】 5,936 整備工事費 5,936 歩道 防護柵・区画線等 |
| | | |

(単位 千円)

| 節 | | 説明 |
|-----------------|-------|---|
| 区分 | 金額 | |
| 18. 負担金、補助及び交付金 | 1,302 | 災害対策事業費 【防災課】 1,302 補助金 1,302 避難促進事業費 1,302 |
| | | |

(款) 10. 教育費

(項) 1. 教育総務費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|--------------------|---------|-------|---------|----------|-----|-----|------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 3. 教育振興基本計画 推進費 | 11,877 | 1,240 | 13,117 | 1,240 | | | |
| 5. 学校振興費 | 172,618 | 120 | 172,738 | 120 | | | |
| 計 | 960,691 | 1,360 | 962,051 | 1,360 | | | |

(款) 10. 教育費

(項) 2. 小学校費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|-----------|---------|--------|---------|----------|-----|-----|--------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1. 小学校管理費 | 466,371 | 30,088 | 496,459 | 10,615 | | | 19,473 |
| 計 | 726,351 | 30,088 | 756,439 | 10,615 | | | 19,473 |

(款) 10. 教育費

(項) 3. 中学校費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|-----------|---------|-------|---------|----------|-----|-----|-------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1. 中学校管理費 | 209,935 | 8,360 | 218,295 | 4,130 | | | 4,230 |
| 計 | 357,688 | 8,360 | 366,048 | 4,130 | | | 4,230 |

(単位 千円)

| 節 | | 金額 | 説明 | |
|-----------|--|-----|-------------------------|-----|
| 区分 | | | | |
| 1. 報 酬 | | 840 | 人件費 | 840 |
| | | | 会計年度任用職員報酬 | 840 |
| 7. 報 償 費 | | 90 | スクール・サポート・スタッフ (こども教育課) | 840 |
| | | | 道徳教育実践研究事業費 【こども教育課】 | 400 |
| 8. 旅 費 | | 70 | 報償金 | 90 |
| | | | 費用弁償 | 70 |
| 10. 需 用 費 | | 240 | 消耗品費 | 180 |
| | | | 修繕料 | 60 |
| 8. 旅 費 | | 14 | 学校振興事業費 【こども教育課】 | 120 |
| | | | 費用弁償 | 14 |
| 10. 需 用 費 | | 106 | 消耗品費 | 106 |
| | | | | |

(単位 千円)

| 節 | | 金額 | 説明 | |
|---------------|--|--------|-----------------|--------|
| 区分 | | | | |
| 11. 役 務 費 | | 1,860 | 学校施設管理費 【教育総務課】 | 30,088 |
| | | | 手数料 | 1,860 |
| 12. 委 託 料 | | 8,858 | 業務委託料 | 8,858 |
| | | | 測量業務 | |
| 17. 備 品 購 入 費 | | 19,370 | 事業用備品 | 19,370 |
| | | | | |

(単位 千円)

| 節 | | 金額 | 説明 | |
|---------------|--|-------|------------------|-------|
| 区分 | | | | |
| 11. 役 務 費 | | 780 | 学校運営事業費 【こども教育課】 | 100 |
| | | | クラブ活動備品 | 100 |
| 17. 備 品 購 入 費 | | 7,580 | 学校施設管理費 【教育総務課】 | 8,260 |
| | | | 手数料 | 780 |
| | | | 事業用備品 | 7,480 |
| | | | | |

(款) 10. 教育費

(項) 6. 保健体育費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|--------------|-----------|---------|-----------|----------|---------|---------|--------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1. 保健体育総務費 | 176,804 | 0 | 176,804 | | △3,600 | 4,000 | △400 |
| 3. 出石海洋センター費 | 86,199 | △65,000 | 21,199 | | △32,000 | △29,400 | △3,600 |
| 5. 市民グラウンド費 | 74,301 | 2,800 | 77,101 | | | 1,000 | 1,800 |
| 計 | 1,161,127 | △62,200 | 1,098,927 | | △35,600 | △24,400 | △2,200 |

(単位 千円)

| 節 | | 金額 | 説明 |
|-----------|---------|-----------------------|---------|
| 区分 | | | |
| | | | 財源更正 |
| 12. 委託料 | △2,400 | 出石海洋センター管理費 【スポーツ振興課】 | △65,000 |
| | | 投資委託料 | △2,400 |
| 14. 工事請負費 | △62,600 | 工事監理 | |
| | | 補修工事費 | △62,600 |
| | | プール等 | |
| 14. 工事請負費 | 2,800 | 城崎スポーツ広場管理費 【スポーツ振興課】 | 2,800 |
| | | 補修工事費 | 2,800 |
| | | 污水管 | |

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末
及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

| 区 分 | 前前年度末 現在高 | 前 年 度 末 現 在 高 見 込 額 | | |
|--------------------------------------|--------------|---------------------|-----------|------------|
| | | 補正前の額 | 補 正 額 | 補正後の額 |
| 1. 普 通 債 | 35,266,845 | 32,900,442 | △ 453,600 | 32,446,842 |
| (4) 農 林 水 産 | 1,045,582 | 1,007,494 | △ 11,200 | 996,294 |
| (6) 土 木 | 7,478,743 | 7,339,694 | △ 251,700 | 7,087,994 |
| (7) 消 防 | 3,308,291 | 3,535,437 | △ 5,000 | 3,530,437 |
| (8) 教 育 | 8,846,928 | 8,498,427 | △ 185,700 | 8,312,727 |
| 3. そ の 他 債 | 16,330,391 | 16,217,266 | | 16,217,266 |
| (5) 過 疎 対 策 事 業 債 (過疎地域自立促進特別事業分) | 440,400 | 436,868 | | 436,868 |
| 合 計 | 51,925,386 | 49,439,756 | △ 453,600 | 48,986,156 |

(単位 千円)

| 当 該 年 度 中 増 減 見 込 み | | | | 当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額 | | |
|---------------------|---------|-----------|-------------------------------|-----------------------|----------|------------|
| 当 該 年 度 中 起 債 見 込 額 | | | 当 該 年 度 中 元 金 償 還 見 込 額 | 当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額 | | |
| 補 正 前 の 額 | 補 正 額 | 補 正 後 の 額 | | 補 正 前 の 額 | 補 正 額 | 補 正 後 の 額 |
| 3,155,800 | 453,400 | 3,609,200 | 5,147,515 | 30,908,727 | △ 200 | 30,908,527 |
| 104,400 | 12,900 | 117,300 | 101,304 | 1,010,590 | 1,700 | 1,012,290 |
| 1,204,200 | 289,300 | 1,493,500 | 1,110,191 | 7,433,703 | 37,600 | 7,471,303 |
| 651,300 | 5,000 | 656,300 | 548,651 | 3,638,086 | | 3,638,086 |
| 415,800 | 146,200 | 562,000 | 1,434,634 | 7,479,593 | △ 39,500 | 7,440,093 |
| 1,755,100 | △ 600 | 1,754,500 | 1,502,669 | 16,469,697 | △ 600 | 16,469,097 |
| 145,100 | △ 600 | 144,500 | 150,532 | 431,436 | △ 600 | 430,836 |
| 4,910,900 | 452,800 | 5,363,700 | 6,680,360 | 47,670,296 | △ 800 | 47,669,496 |

歳入補正予算総括表

| 款 | 名 称 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|-----------|------------|---------|------------|
| 16 | 国 庫 支 出 金 | 5,357,339 | 40,220 | 5,397,559 |
| 17 | 県 支 出 金 | 3,137,398 | 24,122 | 3,161,520 |
| 20 | 繰 入 金 | 3,712,327 | 106,000 | 3,818,327 |
| 22 | 諸 収 入 | 1,599,468 | 6,646 | 1,606,114 |
| 23 | 市 債 | 4,910,900 | 3,100 | 4,914,000 |
| 歳 入 合 計 | | 48,860,810 | 180,088 | 49,040,898 |

(単位 千円)

| 主 な 内 容 | | | |
|-------------|----------|----------------------------|---------|
| 文化芸術振興費 | 2,419 | 延長保育事業費 | 1,516 |
| 一時預かり事業費 | 2,000 | 保育環境改善等事業費 | △ 9,224 |
| 防災・安全交付金 | 7,708 | 道路メンテナンス事業費 | △ 5,794 |
| 学校保健特別対策事業費 | 14,745 | 地方創生臨時交付金 | 26,850 |
| 地域再生大作戦事業費 | 6,080 | 延長保育促進事業費 | 1,516 |
| 一時預かり事業費 | 2,000 | 法人化促進総合対策事業費 | 8,056 |
| 農地整備事業費 | 5,110 | スクール・サポート・スタッフ配置事業費 | 840 |
| 道徳教育実践研究事業費 | 400 | 学習評価を通じた授業改善研究事業費 | 120 |
| 財政調整基金繰入金 | 106,000 | | |
| 事業助成金 | △ 22,400 | 返納金 | 348 |
| 保険金 | 28,698 | | |
| 土地改良事業債 | 1,700 | 土木管理事業債 | 38,800 |
| 道路整備事業債 | △ 5,100 | 橋りょう整備事業債 | 3,900 |
| 保健体育施設整備事業債 | △ 35,600 | 過疎対策事業債 (過疎地域自立促進特別事業分) | △ 600 |

歳出補正予算総括表

| 款 | 名 称 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|-------------|------------|----------|------------|
| 2 | 総 務 費 | 7,770,558 | 91,770 | 7,862,328 |
| 3 | 民 生 費 | 13,126,929 | 7,990 | 13,134,919 |
| 4 | 衛 生 費 | 4,666,209 | 28,853 | 4,695,062 |
| 6 | 農 林 水 産 業 費 | 1,702,747 | 17,994 | 1,720,741 |
| 8 | 土 木 費 | 5,679,637 | 54,571 | 5,734,208 |
| 9 | 消 防 費 | 2,309,121 | 1,302 | 2,310,423 |
| 10 | 教 育 費 | 4,342,862 | △ 22,392 | 4,320,470 |
| 歳 出 合 計 | | 48,860,810 | 180,088 | 49,040,898 |

(単位 千円)

| 主 な 内 容 | | | |
|----------------|----------|------------------|--------|
| 人件費 | 45 | 人事給与費 | 5,940 |
| 土地管理費 | 7,518 | 財産管理費 | 60,000 |
| エコハウス管理費 | 520 | 行政情報化推進事業費 | 1,021 |
| 竹野振興局プロジェクト事業費 | △ 600 | 地域コミュニティ推進事業費 | 6,436 |
| I ターン推進事業費 | 1,000 | 観光事業費 | 310 |
| 観光まちづくり推進事業費 | 5,600 | 新規就農総合支援事業費 | 348 |
| 文化観光推進事業費 | 3,632 | | |
| 児童福祉総務費 | 840 | 子ども子育て支援交付金等事業費 | 7,150 |
| 予防接種事業費 | 28,698 | 診療所事業特別会計繰出金 | 155 |
| 農業振興事業費 | 136 | 法人化・高度化促進施設整備事業費 | 10,584 |
| 農業用施設管理費 | 7,000 | 水産業振興事業費 | 274 |
| 排水機樋門管理費 | 38,800 | 雪害対策事業費 | 9,835 |
| 交通安全施設整備事業費 | 5,936 | | |
| 災害対策事業費 | 1,302 | | |
| 人件費 | 840 | 道徳教育実践研究事業費 | 400 |
| 学校振興事業費 | 120 | 学校施設管理費 (小) | 30,088 |
| 学校運営事業費 (中) | 100 | 学校施設管理費 (中) | 8,260 |
| 出石海洋センター管理費 | △ 65,000 | 城崎スポーツ広場管理費 | 2,800 |
| | | | |

歳出節別補正予算

(単位 千円)

| 番号 | 節 別 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|-----------------------|------------|----------|------------|
| 1 | 報 酬 | 1,402,742 | 885 | 1,403,627 |
| 7 | 報 償 費 | 333,184 | 960 | 334,144 |
| 8 | 旅 費 | 88,053 | 136 | 88,189 |
| 10 | 需 用 費 | 1,665,376 | 10,505 | 1,675,881 |
| 11 | 役 務 費 | 395,185 | 6,231 | 401,416 |
| 12 | 委 託 料 | 3,898,615 | 27,980 | 3,926,595 |
| 13 | 使 用 料 及 び 賃 借 料 | 376,023 | 1,485 | 377,508 |
| 14 | 工 事 請 負 費 | 3,654,602 | △ 10,568 | 3,644,034 |
| 17 | 備 品 購 入 費 | 262,541 | 27,987 | 290,528 |
| 18 | 負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金 | 10,860,455 | 24,446 | 10,884,901 |
| 21 | 補 償 、 補 填 及 び 賠 償 金 | 22,883 | 88,698 | 111,581 |
| 22 | 償 還 金 、 利 子 及 び 割 引 料 | 6,988,557 | 1,188 | 6,989,745 |
| 27 | 繰 出 金 | 2,739,618 | 155 | 2,739,773 |
| 歳 出 合 計 | | 48,860,810 | 180,088 | 49,040,898 |

歳出性質別補正予算

(単位 千円)

| 番号 | 性 質 別 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|---------|--------------------------------|------------|----------|------------|
| 1 | 人 件 費 | 8,549,614 | 885 | 8,550,499 |
| 2 | 物 件 費 | 5,788,467 | 64,335 | 5,852,802 |
| 3 | 維 持 補 修 費 | 206,986 | 9,885 | 216,871 |
| 5 | 補 助 費 等 | 11,266,021 | 104,708 | 11,370,729 |
| (1) | 負 担 金 ・ 寄 附 金 補 助 金 ・ 交 付 金 | 10,437,411 | 13,726 | 10,451,137 |
| (2) | そ の 他 | 828,610 | 90,982 | 919,592 |
| 6 | 普 通 建 設 事 業 費 | 5,155,662 | 120 | 5,155,782 |
| (1) | 補 助 事 業 費 | 1,960,858 | 22,000 | 1,982,858 |
| (2) | 単 独 事 業 費 | 3,194,804 | △ 21,880 | 3,172,924 |
| 13 | 繰 出 金 | 2,739,618 | 155 | 2,739,773 |
| 歳 出 合 計 | | 48,860,810 | 180,088 | 49,040,898 |

一般会計投資的経費一覧

<普通建設事業>

(単位:千円)

| 事業名 | | 予算額 | 特定財源 | | | 一般財源 |
|--------|------------------|----------|---------|----------|----------|---------|
| | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 農林水産業費 | 法人化・高度化促進施設整備事業費 | 10,584 | 8,056 | | | 2,528 |
| | 農業用施設管理費 | 7,000 | 5,110 | 1,700 | | 190 |
| 小計 | | 17,584 | 13,166 | 1,700 | | 2,718 |
| 土木費 | 排水機樋門管理費 | 38,800 | | 38,800 | | |
| | 風早線道路改良事業費 | | 5,008 | △ 5,100 | | 92 |
| | 橋りょう長寿命化事業費 | | △ 4,712 | 2,900 | | 1,812 |
| | 栃江橋整備事業費 | | △ 1,082 | 1,000 | | 82 |
| | 交通安全施設整備事業費 | 5,936 | 2,700 | | | 3,236 |
| 小計 | | 44,736 | 1,914 | 37,600 | | 5,222 |
| 教育費 | 学校開放事業費 | | | △ 3,600 | 4,000 | △ 400 |
| | 出石海洋センター管理費 | △ 65,000 | | △ 32,000 | △ 29,400 | △ 3,600 |
| | 城崎スポーツ広場管理費 | 2,800 | | | | 2,800 |
| 小計 | | △ 62,200 | | △ 35,600 | △ 25,400 | △ 1,200 |
| 合計 | | 120 | 15,080 | 3,700 | △ 25,400 | 6,740 |

一般会計地方債の内訳

(単位：千円)

| 起債の種類 | 事業名 | 事業内容 | 予算計上額 |
|---|------------|-------------|----------|
| 公共事業等債 (充当率90%) | 土地改良事業 | ふるさと農道整備 | 1,700 |
| | 橋りょう整備事業 | 橋りょう長寿命化事業 | 59,900 |
| 小計 | | | 61,600 |
| 合併特例事業債 (充当率95%) | 橋りょう整備事業 | 栃江橋整備 | 1,000 |
| | | 橋りょう長寿命化事業 | △ 59,100 |
| 小計 | | | △ 58,100 |
| 公共施設等適正 管理推進事業債 (充当率90%) | 保健体育施設整備事業 | 日高小学校夜間照明整備 | △ 3,600 |
| | | 出石海洋センター整備 | △ 32,000 |
| 小計 | | | △ 35,600 |
| 緊急自然災害 防止対策債 (充当率100%) | 土木管理事業 | 宮島排水ポンプ整備 | 38,800 |
| 小計 | | | 38,800 |
| 過疎対策事業債 (充当率100%) | 道路整備事業 | 風早線整備 | △ 5,100 |
| | 橋りょう整備事業 | 橋りょう長寿命化事業 | 2,100 |
| 小計 | | | △ 3,000 |
| 過疎対策事業債 (過疎地域自立促進特別事業分) (充当率100%) | | | △ 600 |
| 小計 | | | △ 600 |
| 合計 | | | 3,100 |

令和3年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

令和3年度豊岡市の介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ650千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,864,619千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和3年6月4日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|--------------|--------------|-----------|--------|-----------|
| 1. 保 険 料 | | 1,837,284 | △2,000 | 1,835,284 |
| | 1. 介 護 保 険 料 | 1,837,284 | △2,000 | 1,835,284 |
| 3. 国 庫 支 出 金 | | 2,489,931 | 400 | 2,490,331 |
| | 2. 国 庫 補 助 金 | 886,483 | 400 | 886,883 |
| 7. 繰 入 金 | | 1,630,148 | 2,250 | 1,632,398 |
| | 2. 基 金 繰 入 金 | 0 | 2,250 | 2,250 |
| 歳 入 合 計 | | 9,863,969 | 650 | 9,864,619 |

歳 出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|------------|---------------|-----------|-------|-----------|
| 7. 諸 支 出 金 | | 6,510 | 650 | 7,160 |
| | 1. 償還金及び還付加算金 | 6,510 | 650 | 7,160 |
| 歳 出 | 合 計 | 9,863,969 | 650 | 9,864,619 |

令和3年度豊岡市介護保険事業特別会計
補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位 千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|--------------|-----------|--------|-----------|
| 1. 保 険 料 | 1,837,284 | △2,000 | 1,835,284 |
| 3. 国 庫 支 出 金 | 2,489,931 | 400 | 2,490,331 |
| 7. 繰 入 金 | 1,630,148 | 2,250 | 1,632,398 |
| 歳 入 合 計 | 9,863,969 | 650 | 9,864,619 |

(歳 出)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|-----------|-----|-----------|
| 2. 保険給付費 | 8,908,499 | 0 | 8,908,499 |
| 7. 諸支出金 | 6,510 | 650 | 7,160 |
| 歳出合計 | 9,863,969 | 650 | 9,864,619 |

(単位 千円)

| 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|-----------------|-------|-------|---------|
| 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| 国 県 支 出 金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 400 | | 1,600 | △2,000 |
| | | 650 | |
| 400 | 0 | 2,250 | △2,000 |

2. 歳 入

(款) 1. 保険料

(項) 1. 介護保険料

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------------|-----------|--------|-----------|
| 1. 第1号被保険者保険料 | 1,837,284 | △2,000 | 1,835,284 |
| 計 | 1,837,284 | △2,000 | 1,835,284 |

(款) 3. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|---------|-----|---------|
| 1. 調整交付金 | 673,482 | 400 | 673,882 |
| 計 | 886,483 | 400 | 886,883 |

(款) 7. 繰入金

(項) 2. 基金繰入金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------------|-------|-------|-------|
| 1. 介護給付費準備基金繰入金 | 0 | 2,250 | 2,250 |
| 計 | 0 | 2,250 | 2,250 |

(単位 千円)

| 節 | | 金額 | 説明 |
|----------------|--------|--------------|--------|
| 区分 | | | |
| 1. 現年度分特別徴収保険料 | △1,600 | 第1号被保険者介護保険料 | △1,600 |
| 2. 現年度分普通徴収保険料 | △400 | 第1号被保険者介護保険料 | △400 |
| | | | |

(単位 千円)

| 節 | | 金額 | 説明 |
|---------|-----|---------|-----|
| 区分 | | | |
| 1. 現年度分 | 400 | 特別調整交付金 | 400 |
| | | | |

(単位 千円)

| 節 | | 金額 | 説明 |
|-----------------|-------|--------------|-------|
| 区分 | | | |
| 1. 介護給付費準備基金繰入金 | 2,250 | 介護給付費準備基金繰入金 | 2,250 |
| | | | |

3 歳 出

(款) 2. 保険給付費

(項) 1. 介護サービス等諸費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|-------------------|-----------|-------|-----------|-----------------|-------|-------|--------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 1. 居宅介護サービス給付費 | 3,110,250 | 0 | 3,110,250 | 139 | | 577 | △716 |
| 3. 地域密着型介護サービス給付費 | 1,785,158 | 0 | 1,785,158 | 80 | | 320 | △400 |
| 5. 施設介護サービス給付費 | 2,877,071 | 0 | 2,877,071 | 129 | | 494 | △623 |
| 7. 居宅介護福祉用具購入費 | 7,313 | 0 | 7,313 | | | 2 | △2 |
| 8. 居宅介護住宅改修費 | 17,733 | 0 | 17,733 | 1 | | 4 | △5 |
| 9. 居宅介護サービス計画給付費 | 369,542 | 0 | 369,542 | 17 | | 65 | △82 |
| 計 | 8,167,068 | 0 | 8,167,068 | 366 | | 1,462 | △1,828 |

(款) 2. 保険給付費

(項) 2. 介護予防サービス等諸費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|---------------------|---------|-------|---------|-----------------|-------|-------|------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 1. 介護予防サービス給付費 | 151,667 | 0 | 151,667 | 7 | | 26 | △33 |
| 3. 地域密着型介護予防サービス給付費 | 16,146 | 0 | 16,146 | 1 | | 3 | △4 |
| 5. 介護予防福祉用具購入費 | 3,628 | 0 | 3,628 | | | 1 | △1 |
| 6. 介護予防住宅改修費 | 19,199 | 0 | 19,199 | 1 | | 3 | △4 |
| 7. 介護予防サービス計画給付費 | 38,985 | 0 | 38,985 | 2 | | 6 | △8 |
| 計 | 229,627 | 0 | 229,627 | 11 | | 39 | △50 |

(単位 千円)

| 節 | | 説明 |
|----|----|------|
| 区分 | 金額 | |
| | | 財源更正 |
| | | 財源更正 |
| | | 財源更正 |
| | | 財源更正 |
| | | 財源更正 |
| | | 財源更正 |
| | | 財源更正 |
| | | |

(単位 千円)

| 節 | | 説明 |
|----|----|------|
| 区分 | 金額 | |
| | | 財源更正 |
| | | 財源更正 |
| | | 財源更正 |
| | | 財源更正 |
| | | 財源更正 |
| | | |

(款) 2. 保険給付費

(項) 3. その他諸費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|------------|-------|-----|-------|----------|-----|-----|------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1. 審査支払手数料 | 6,691 | 0 | 6,691 | | | 1 | △1 |
| 計 | 6,691 | 0 | 6,691 | | | 1 | △1 |

(款) 2. 保険給付費

(項) 4. 高額介護サービス等費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|--------------|---------|-----|---------|----------|-----|-----|------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1. 高額介護サービス費 | 172,540 | 0 | 172,540 | 8 | | 30 | △38 |
| 計 | 172,668 | 0 | 172,668 | 8 | | 30 | △38 |

(款) 2. 保険給付費

(項) 5. 高額医療合算介護サービス等費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|------------------|--------|-----|--------|----------|-----|-----|------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1. 高額医療合算介護サービス費 | 20,799 | 0 | 20,799 | 1 | | 4 | △5 |
| 計 | 20,840 | 0 | 20,840 | 1 | | 4 | △5 |

(款) 2. 保険給付費

(項) 7. 特定入所者介護サービス等費

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 | 補正額の財源内訳 | | | |
|-----------------|---------|-----|---------|----------|-----|-----|------|
| | | | | 特定財源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地方債 | その他 | |
| 1. 特定入所者介護サービス費 | 311,294 | 0 | 311,294 | 14 | | 64 | △78 |
| 計 | 311,605 | 0 | 311,605 | 14 | | 64 | △78 |

(単位 千円)

| 節 | | 説明 |
|----|----|------|
| 区分 | 金額 | |
| | | 財源更正 |
| | | |

(単位 千円)

| 節 | | 説明 |
|----|----|------|
| 区分 | 金額 | |
| | | 財源更正 |
| | | |

(単位 千円)

| 節 | | 説明 |
|----|----|------|
| 区分 | 金額 | |
| | | 財源更正 |
| | | |

(単位 千円)

| 節 | | 説明 |
|----|----|------|
| 区分 | 金額 | |
| | | 財源更正 |
| | | |

(款) 7. 諸支出金

(項) 1. 償還金及び還付加算金

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|------------------|-------|-------|-------|-----------------|-------|-------|------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 1. 第1号被保険者保険料還付金 | 6,500 | 650 | 7,150 | | | 650 | |
| 計 | 6,510 | 650 | 7,160 | | | 650 | |

(単位 千円)

| 節 | | 説明 |
|-----------------|-----|---|
| 区分 | 金額 | |
| 22. 償還金、利子及び割引料 | 650 | 還付金 【高年介護課】 650 還付金 650 第1号被保険者保険料還付金 650 |
| | | |

令和 3 年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第 1 号)

令和 3 年度豊岡市の診療所事業特別会計補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,155 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 282,194 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 3 年 6 月 4 日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|------------|----------|---------|-------|---------|
| 2. 森本診療所収入 | | 85,422 | 1,000 | 86,422 |
| | 7. 国庫支出金 | 0 | 1,000 | 1,000 |
| 3. 神鍋診療所収入 | | 82,650 | 1,155 | 83,805 |
| | 4. 繰入金 | 16,369 | 155 | 16,524 |
| | 7. 国庫支出金 | 0 | 1,000 | 1,000 |
| 4. 高橋診療所収入 | | 75,205 | 1,000 | 76,205 |
| | 9. 国庫支出金 | 0 | 1,000 | 1,000 |
| 歳 入 合 計 | | 279,039 | 3,155 | 282,194 |

歳 出

(単位 千円)

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 |
|-----------|--------|---------|-------|---------|
| 2. 森本診療所費 | | 85,322 | 1,000 | 86,322 |
| | 1. 総務費 | 47,189 | 857 | 48,046 |
| | 2. 医業費 | 36,637 | 143 | 36,780 |
| 3. 神鍋診療所費 | | 82,550 | 1,155 | 83,705 |
| | 1. 総務費 | 42,488 | 1,155 | 43,643 |
| 4. 高橋診療所費 | | 75,105 | 1,000 | 76,105 |
| | 1. 総務費 | 40,113 | 1,000 | 41,113 |
| 歳 出 合 計 | | 279,039 | 3,155 | 282,194 |

令和3年度豊岡市診療所事業特別会計
補正予算（第1号）に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括 (歳入)

(単位 千円)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------|---------|-------|---------|
| 2. 森本診療所収入 | 85,422 | 1,000 | 86,422 |
| 3. 神鍋診療所収入 | 82,650 | 1,155 | 83,805 |
| 4. 高橋診療所収入 | 75,205 | 1,000 | 76,205 |
| 歳入合計 | 279,039 | 3,155 | 282,194 |

(歳出)

| 款 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|---------|-------|---------|
| 2. 森本診療所費 | 85,322 | 1,000 | 86,322 |
| 3. 神鍋診療所費 | 82,550 | 1,155 | 83,705 |
| 4. 高橋診療所費 | 75,105 | 1,000 | 76,105 |
| 歳出合計 | 279,039 | 3,155 | 282,194 |

(単位 千円)

| 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|-----------------|-------|-------|---------|
| 特 定 財 源 | | | 一 般 財 源 |
| 国 県 支 出 金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 1,000 | | | |
| 1,000 | | | 155 |
| 1,000 | | | |
| 3,000 | 0 | 0 | 155 |

2. 歳 入

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 7. 国庫支出金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|-------|-------|-------|
| 1. 国庫補助金 | 0 | 1,000 | 1,000 |
| 計 | 0 | 1,000 | 1,000 |

(款) 3. 神鍋診療所収入

(項) 4. 繰入金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|------------|--------|-----|--------|
| 1. 一般会計繰入金 | 16,369 | 155 | 16,524 |
| 計 | 16,369 | 155 | 16,524 |

(款) 3. 神鍋診療所収入

(項) 7. 国庫支出金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|-------|-------|-------|
| 1. 国庫補助金 | 0 | 1,000 | 1,000 |
| 計 | 0 | 1,000 | 1,000 |

(款) 4. 高橋診療所収入

(項) 9. 国庫支出金

| 目 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|----------|-------|-------|-------|
| 1. 国庫補助金 | 0 | 1,000 | 1,000 |
| 計 | 0 | 1,000 | 1,000 |

(単位 千円)

| 節 | | 説明 |
|-----------|-------|--|
| 区分 | 金額 | |
| 1. 医業費補助金 | 1,000 | 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援事業費補助金 1,000 |
| | | |

(単位 千円)

| 節 | | 説明 |
|------------|-----|----------------|
| 区分 | 金額 | |
| 1. 一般会計繰入金 | 155 | 一般会計繰入金 155 |
| | | |

(単位 千円)

| 節 | | 説明 |
|-----------|-------|--|
| 区分 | 金額 | |
| 1. 医業費補助金 | 1,000 | 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援事業費補助金 1,000 |
| | | |

(単位 千円)

| 節 | | 説明 |
|-----------|-------|--|
| 区分 | 金額 | |
| 2. 医業費補助金 | 1,000 | 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援事業費補助金 1,000 |
| | | |

3 歳 出

(款) 2. 森本診療所費

(項) 1. 総務費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|--------------|--------|-------|--------|-----------------|-------|-------|------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 1. 施 設 管 理 費 | 47,189 | 857 | 48,046 | 857 | | | |
| 計 | 47,189 | 857 | 48,046 | 857 | | | |

(款) 2. 森本診療所費

(項) 2. 医業費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|----------|--------|-------|--------|-----------------|-------|-------|------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 5. 医 業 費 | 36,637 | 143 | 36,780 | 143 | | | |
| 計 | 36,637 | 143 | 36,780 | 143 | | | |

(款) 3. 神鍋診療所費

(項) 1. 総務費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|--------------|--------|-------|--------|-----------------|-------|-------|------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 1. 施 設 管 理 費 | 42,488 | 1,155 | 43,643 | 1,000 | | | 155 |
| 計 | 42,488 | 1,155 | 43,643 | 1,000 | | | 155 |

(款) 4. 高橋診療所費

(項) 1. 総務費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|--------------|--------|-------|--------|-----------------|-------|-------|------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| 1. 施 設 管 理 費 | 40,113 | 1,000 | 41,113 | 1,000 | | | |

診療所事業特別会計

(単位 千円)

| 節 | | 金額 | 説明 |
|-----------|-----|---------------|-----|
| 区分 | | | |
| 10. 需用費 | 146 | 一般管理費 【健康増進課】 | 857 |
| | | 消耗品費 | 47 |
| 17. 備品購入費 | 711 | 修繕料 | 99 |
| | | 庁用備品 | 711 |
| | | | |

(単位 千円)

| 節 | | 金額 | 説明 |
|-----------|-----|-------------|-----|
| 区分 | | | |
| 10. 需用費 | 11 | 医業費 【健康増進課】 | 143 |
| | | 消耗品費 | 11 |
| 17. 備品購入費 | 132 | 医療用備品 | 132 |
| | | | |

(単位 千円)

| 節 | | 金額 | 説明 |
|-----------|-----|---------------|-------|
| 区分 | | | |
| 10. 需用費 | 814 | 一般管理費 【健康増進課】 | 1,155 |
| | | 消耗品費 | 195 |
| 17. 備品購入費 | 341 | 修繕料 | 619 |
| | | 庁用備品 | 341 |
| | | | |

(単位 千円)

| 節 | | 金額 | 説明 |
|-----------|-----|---------------|-------|
| 区分 | | | |
| 10. 需用費 | 778 | 一般管理費 【健康増進課】 | 1,000 |
| | | 消耗品費 | 68 |
| 17. 備品購入費 | 222 | 修繕料 | 710 |
| | | | |

(款) 4. 高橋診療所費

(項) 1. 総務費

| 目 | 補正前の額 | 補 正 額 | 計 | 補 正 額 の 財 源 内 訳 | | | |
|-------------|--------|-------|--------|-----------------|-------|-------|------|
| | | | | 特 定 財 源 | | | 一般財源 |
| | | | | 国県支出金 | 地 方 債 | そ の 他 | |
| (施 設 管 理 費) | | | | | | | |
| 計 | 40,113 | 1,000 | 41,113 | 1,000 | | | |

(単位 千円)

| 節 | | 説明 |
|----|----|-----------|
| 区分 | 金額 | |
| | | 医療用備品 222 |
| | | |

第72号議案

令和3年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第1号）

（総 則）

第1条 令和3年度豊岡市水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和3年度豊岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

| （ 科 目 ） | （既決予定額） | （補正予定額） | （ 計 ） |
|--------------|--------------|-----------|--------------|
| (4) 主な建設改良事業 | | | |
| 配水施設費 | 1,332,233 千円 | 27,000 千円 | 1,359,233 千円 |

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

| （ 科 目 ） | （既決予定額） | （補正予定額） | （ 計 ） |
|------------|--------------|------------|--------------|
| | 支 | 出 | |
| 第1款 水道事業費用 | 2,102,117 千円 | △ 2,455 千円 | 2,099,662 千円 |
| 第2項 営業外費用 | 225,472 千円 | △ 2,455 千円 | 223,017 千円 |

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,147,009 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 107,915 千円、過年度分損益勘定留保資金 965,580 千円及び当年度分損益勘定留保資金 73,514 千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,174,009 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 110,369 千円、過年度分損益勘定留保資金 965,580 千円及び当年度分損益勘定留保資金 98,060 千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

| (科 目) | (既決予定額) | (補正予定額) | (計) |
|-----------|--------------|-----------|--------------|
| | 支 | 出 | |
| 第1款 資本的支出 | 2,270,733 千円 | 27,000 千円 | 2,297,733 千円 |
| 第1項 建設改良費 | 1,333,393 千円 | 27,000 千円 | 1,360,393 千円 |

令和3年6月4日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

令和3年度

豊岡市水道事業会計補正予算

(第1号)に関する説明書

令和3年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

| 款 項 目 | 既決 予定額 | 補正 予定額 | 計 | 各 目 説 明 | | |
|-------------------|-----------|-----------|-----------|--------------------|---------|-----|
| | | | | 節 | 金 額 | 付 記 |
| 1 水道事業費用 | 2,102,117 | △ 2,455 | 2,099,662 | | | |
| 2 営業外費用 | 225,472 | △ 2,455 | 223,017 | | | |
| 15 消費税及び 地方消費税 | 25,864 | △ 2,455 | 23,409 | | | |
| | | | | 155 消費税及び地方 消費税 | △ 2,455 | |

資本的収入及び支出

支 出

(単位 千円)

| 款 項 目 | 既決 予定額 | 補正 予定額 | 計 | 各 目 説 明 | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|------|
| | | | | 節 | 金 額 | 付 記 |
| 1 資本的支出 | 2,270,733 | 27,000 | 2,297,733 | | | |
| 1 建設改良費 | 1,333,393 | 27,000 | 1,360,393 | | | |
| 05 配水施設費 | 1,332,233 | 27,000 | 1,359,233 | | | |
| | | | | 090 工事請負費 | 27,000 | 施設設備 |

令和3年度 豊岡市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)

(単位 千円)

| | |
|-----------------------------|-------------|
| 1 業務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 当年度純利益 | 149,440 |
| 減価償却費 | 1,136,176 |
| 貸倒引当金の増減額 (△は減少) | 2,649 |
| 長期前受金戻入額 | △ 264,907 |
| 受取利息及び受取配当金 | △ 2,750 |
| 支払利息 | 179,472 |
| 有形固定資産売却損益 (△は益) | △ 19,944 |
| 固定資産除却損 | 40,000 |
| 未収金の増減額 (△は増加) | 46,337 |
| 未払金の増減額 (△は減少) | △ 41,747 |
| たな卸資産の増減額 (△は増加) | 2,070 |
| 小計 | 1,226,796 |
| 利息及び配当金の受取額 | 2,750 |
| 利息の支払額 | △ 179,472 |
| 業務活動によるキャッシュ・フロー | 1,050,074 |
| 2 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有形固定資産の取得による支出 | △ 1,191,791 |
| 有形固定資産の売却による収入 | 20,002 |
| 国庫補助金等による収入 | 51,392 |
| 負担金による収入 | 54,917 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | △ 1,065,480 |
| 3 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入 | 935,400 |
| 建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出 | △ 937,340 |
| 他会計からの出資による収入 | 81,958 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 80,018 |
| 資金増加額 | 64,612 |
| 資金期首残高 | 3,041,946 |
| 資金期末残高 | 3,106,558 |

令和3年度 豊岡市水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和4年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

| | | | |
|-------------------|------------|------------|------------|
| イ 土 地 | | 678,588 | |
| ロ 建 物 | 1,995,269 | | |
| 減価償却累計額 | 934,340 | 1,060,929 | |
| ハ 構 築 物 | 34,274,519 | | |
| 減価償却累計額 | 16,038,059 | 18,236,460 | |
| ニ 機 械 及 び 装 置 | 8,963,746 | | |
| 減価償却累計額 | 6,904,026 | 2,059,720 | |
| ホ 車 両 及 び 運 搬 具 | 20,636 | | |
| 減価償却累計額 | 19,604 | 1,032 | |
| ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品 | 102,817 | | |
| 減価償却累計額 | 82,266 | 20,551 | |
| ト 建 設 仮 勘 定 | | 1,342,584 | |
| 有形固定資産合計 | | | 23,399,864 |
| (2) 無形固定資産 | | | |
| イ 電 話 加 入 権 | | 2,268 | |
| ロ その他無形固定資産 | | 183,079 | |
| 無形固定資産合計 | | | 185,347 |
| 固定資産合計 | | | 23,585,211 |

2 流 動 資 産

| | | | |
|-------------|---------|-----------|-----------|
| (1) 現金預金 | | 3,106,558 | |
| (2) 未収金 | 442,930 | | |
| 貸倒引当金 | 12,118 | 430,812 | |
| (3) 貯蔵品 | | 21,813 | |
| (4) 前払金 | | 796 | |
| (5) その他流動資産 | | 77 | |
| 流動資産合計 | | | 3,560,056 |

資産合計

27,145,267

負債の部

| | | | |
|---------------------------|------------|------------|------------|
| 3 固定負債 | | | |
| (1) 企業債 | | | |
| イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債 | 10,305,213 | | |
| 企業債合計 | | 10,305,213 | |
| 固定負債合計 | | | 10,305,213 |
| 4 流動負債 | | | |
| (1) 企業債 | | | |
| イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債 | 943,240 | | |
| 企業債合計 | | 943,240 | |
| (2) 未払金 | | 234,496 | |
| (3) 引当金 | | | |
| イ 賞与引当金 | 9,755 | | |
| ロ 法定福利費引当金 | 1,860 | | |
| 引当金合計 | | 11,615 | |
| (4) その他流動負債 | | 3,511 | |
| 流動負債合計 | | | 1,192,862 |
| 5 繰延収益 | | | |
| 長期前受金 | | 11,699,744 | |
| 収益化累計額 | | 6,536,218 | |
| 繰延収益合計 | | | 5,163,526 |
| 負債合計 | | | 16,661,601 |

資本の部

| | | | |
|---------------|-----------|-----------|------------|
| 6 資本金 | | | 7,658,401 |
| 7 剰余金 | | | |
| (1) 資本剰余金 | | | |
| イ 受贈財産評価額 | 18,564 | | |
| ロ 国庫（県）補助金 | 52,302 | | |
| ハ 一般会計補助金 | 2,816 | | |
| ニ 工事負担金 | 75,532 | | |
| ホ その他資本剰余金 | 161,627 | | |
| 資本剰余金合計 | | 310,841 | |
| (2) 利益剰余金 | | | |
| イ 建設改良積立金 | 250,000 | | |
| ロ 資産維持積立金 | 570,400 | | |
| ハ 当年度未処分利益剰余金 | 1,694,024 | | |
| 利益剰余金合計 | | 2,514,424 | |
| 剰余金合計 | | | 2,825,265 |
| 資本合計 | | | 10,483,666 |
| 負債資本合計 | | | 27,145,267 |

